

第 2 期野田市障害福祉計画

(平成 21 年度～平成 23 年度)

平成 2 1 年 3 月

野田市

第 2 期野田市障害福祉計画（素案） 目次

計画の策定に当たって.....	1
1 計画策定の背景の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	4
3 計画の考え方.....	4
4 基本的理念.....	4
5 計画の目的及び特色等.....	5
6 計画の期間及び見直しの時期.....	5
7 計画達成状況の点検及び評価.....	6
第 1 期計画における進捗状況.....	7
1 重点的な取組について.....	7
2 各年度における指定障害福祉サービス等について.....	7
障害福祉サービス等の提供を通じて目指す平成 23 年度の目標（重点的な取組）.....	10
1 地域生活へ移行する施設入所者の数.....	10
（1）目標設定の考え方.....	10
（2）数値目標.....	10
（3）目標達成に向けた課題等.....	10
（4）目標達成のための取組の方向性.....	11
2 地域生活へ移行する入院精神障害者の数.....	11
（1）目標設定の考え方.....	11
（2）数値目標.....	11
（3）目標達成に向けた課題等.....	11
（4）目標達成のための取組の方向性.....	11
3 一般就労へ移行する福祉施設利用者の数.....	12
（1）目標設定の考え方.....	12
（2）数値目標.....	12
（3）目標達成に向けた課題等.....	13
（4）目標達成のための取組の方向性.....	13
指定障害福祉サービス又は指定相談支援事業の必要な量の見込み.....	15
1 訪問系サービス.....	15
（1）サービスの見込量について.....	15
（2）サービス提供への取組について.....	16
2 日中活動系サービス.....	16
（1）サービスの見込量について.....	17
（2）サービス提供への取組について.....	17
（3）重症心身障害児施設の取組について.....	18
3 その他の日中活動系サービス.....	18

(1) サービスの見込量について.....	19
(2) サービス提供への取組について.....	19
4 居住系サービス.....	19
(1) サービスの見込量について.....	19
(2) サービス提供への取組について.....	20
5 指定相談支援（サービス利用計画）.....	20
(1) サービスの見込量について.....	21
(2) サービス提供への取組について.....	21
地域生活支援事業の必要な量の見込み.....	22
1 事業の概要.....	22
2 事業内容と各年度における見込量及び確保のための方策.....	22
(1) 相談支援事業.....	22
(2) コミュニケーション支援事業.....	23
(3) 日常生活用具給付等事業.....	24
(4) 移動支援事業.....	24
(5) 地域活動支援センター事業.....	25
(6) その他の事業.....	26
資料.....	27
1 野田市障害者基本計画推進協議会設置条例.....	27
2 野田市障害者基本計画推進協議会委員名簿.....	29
3 野田市の状況.....	30
(1) 手帳所持者数.....	30
(2) 福祉サービスに関する需要調査.....	34
4 用語集.....	49

計画の策定に当たって

1 計画策定の背景の趣旨

本市においては、野田市障害者基本計画に基づき、「障害の有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格、個性を尊重し支え合う共生社会の構築」を基本理念に、障害者に係る施策を総合的かつ計画的に取り組んできました。

障害福祉の分野では、平成15年度に「支援費制度」が導入され、障害のある方が地域生活を進める上での支援は大きく前進しましたが、精神障害者については、対象外となるとともに障害種別によるサービスがそれぞれ異なっていることや、就労支援の強化を図る必要があることなどの課題に対応するため、平成17年11月に障害保健福祉サービス制度の改革に取り組む「障害者自立支援法」が成立し、平成18年4月から施行されています。

この法の下では、いわゆる3障害（身体・知的・精神）のサービスの一元化、利用者本位のサービス体系への再編、就労支援の抜本的強化、支給決定プロセスの明確化、安定的な財源を確保して必要なサービス量を計画的に整備することなどを目指しています。

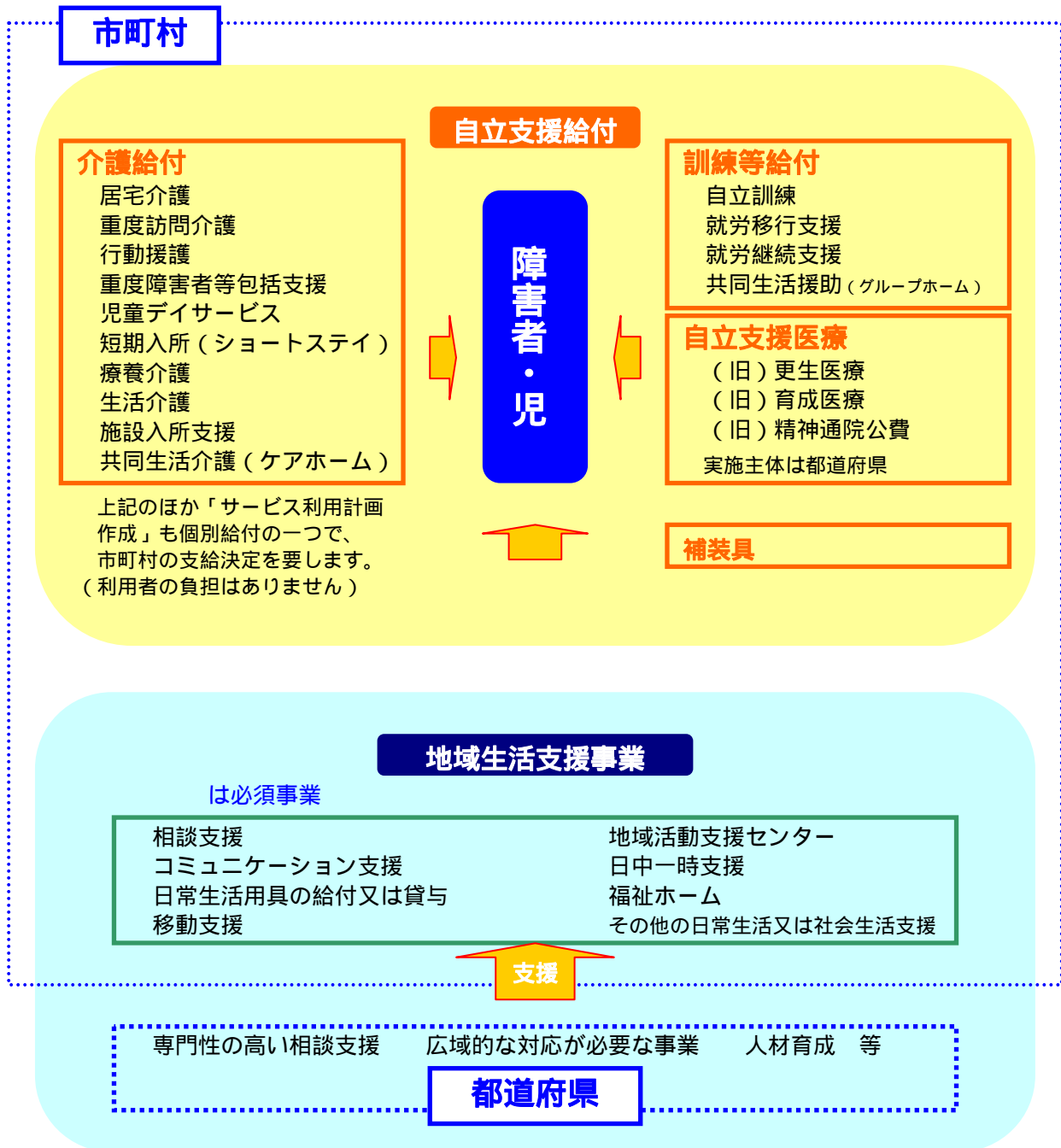
他方、障害者自立支援法の施行については、利用者負担の増加や日払い単価による事業運営上の問題、障害程度区分の判定プロセスの欠陥などについて、サービス利用や施設運営等の観点から問題点が指摘され、この改善に向け、障害者自立支援対策臨時特例交付金による事業や利用者負担の軽減措置など見直しが続けられている状況です。

こうした中でも、サービス自体は既に2年を経過し、個別の問題の解決を図りつつも、制度改正の趣旨を活かした、より充実した事業体系の確保や質の高いサービスの整備が求められているところです。

そうした取組の一環として、平成18年度に策定した第1期障害福祉計画（以下「第1期計画」という。）が満了することから、その後の平成21年度からの3か年を第2期野田市障害福祉計画（以下「第2期計画」という。）として、第1期計画の現状の把握、地域における課題等を踏まえて、目標値を適切に補正するとともに、障害者の方のニーズを踏まえ必要なサービス量を見込み、平成23年度までの数値目標を設定し策定するものです。

第1期計画では、基本理念の実現のために、地域内で障害者のニーズに対応した、障害福祉サービスの各年度の見込量と施設入所者や社会的に入院を余儀なくされている精神障害者の地域生活への移行者数などの、目標及びその目標達成やサービスを確保するための方策を示し、これに沿った取組を進めてきましたが、第2期計画においても、国や県による新たな施策等を踏まえ、引き続き目標の達成に向けた取組を推進します。

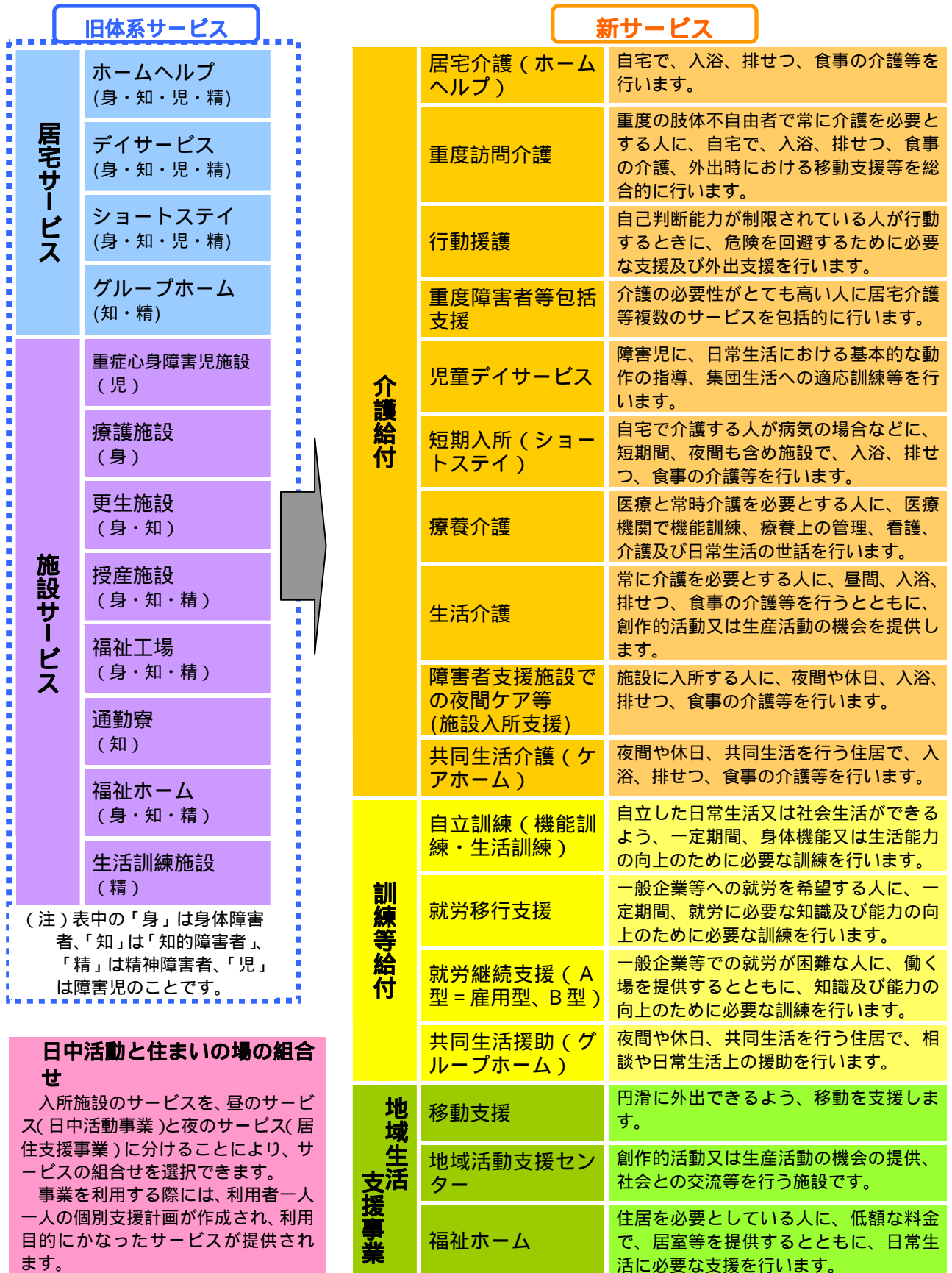
(図1) 障害者自立支援法に基づくサービス体系の全体像



(参考) 障害福祉サービスの新体系について

サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、期限があるものであっても、必要に応じて支給決定の更新（延長）は、一定程度可能となります。

(図 2) 福祉サービスに係る自立支援給付等の体系



2 計画の位置付け

本市では、障害者基本法に基づき、平成11年に「野田市障害者基本計画」(以下「障害者基本計画」という。)を策定し、「障害の有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格、個性を尊重し支え合う共生社会の構築」の基本理念の実現に向け、障害者に係る施策を総合的かつ計画的に展開し、平成19年には第二次改訂版の策定により、その一層の推進に取り組んでいるところです。

一方で、障害者自立支援法施行による新体系に基づく障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の円滑な確保を図ることを目的とした「障害福祉計画」は、障害者自立支援法(以下「自立支援法」という。)第88条の規定に基づき義務付けられた法定の計画であり、この二つの計画は相互に調和を図りつつ、野田市総合計画をはじめ、関連する地域福祉計画及び各保健施策分野の計画との整合性を図ります。

3 計画の考え方

本計画に定めるべき内容及び目標水準の設定の考え方については、自立支援法第87条第1項の規定に基づき定められた、平成17年厚生労働省告示第395号「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本的な指針」という。)があり、この指針に沿うとともに、課題等を踏まえ目標や見込量を設定するものです。

第2期計画策定に当たっては、第1期計画における課題等に対応するため、この「基本的な指針」が一部改正され、圏域単位でのサービス基盤整備の促進や地域生活への移行の一層の促進、相談支援体制の充実及び強化、一般就労への移行強化、虐待防止に対する取組の強化、サービス見込量に対する考え方等の見直しがされていることを踏まえつつ、数値目標の考え方については基本的に第1期計画から踏襲します。

4 基本的理念

障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、「障害福祉計画」の基本理念を次のとおり定めるものとします。

(1) 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別及び程度を問わず、障害者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスを受けつつ、自立と社会参加の実現を図ることを基本に障害福祉サービスの提供体制の整備を進める。

(2) 市町村への実施主体の統一と3障害に係る制度の一元化

障害者自立支援法の施行により、障害福祉サービスの実施主体を市町村とする仕組みに統一したこととともに、従来分かれていた障害種別ごとの制度を一元化したことにより、立ち遅れている精神障害者に対するサービスの充実とサービスの地域間格差の均衡を図る。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対してサービスの提供体制の整備

地域生活への移行や就労支援に対応したサービスの提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に利用し、提供体制の整備を進める。

5 計画の目的及び特色等

本計画は、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を円滑に実施していくことを目的とし、厚生労働省告示「基本的な指針」に沿って、障害者の地域移行や就労移行等についての平成23年度における目標を設定しています。

あるべき水準を設定することで、現状評価、客観的な基盤整備及び施策の進捗状況の把握が行いやすくなり、必要とされる取組の方向性、サービス間のバランス、各サービス間の関連性等が見えやすくなるものと考えられます。

なお、目標は平成23年度時点又は平成23年度までの累積のものとして設定し、併せて平成21年度から平成23年度までの経過的な目標値も掲載しています。

障害福祉サービスに係る上位目標を設定することにより、障害福祉サービスのあるべき水準を見極め、その全体的な推進状況の目安を確認しやすくなります。

特に重要な課題である就労支援への取組を強力に推進するための機関として、本市では独自に平成19年度から設置した「障害者総合相談・就労支援センター」が、関係機関との中心的な役割を担い、その調整に当たるとともに連携を強化し、障害者の就労の実現に向け取り組みます。

また、同様に重要な課題である、障害者の地域生活への移行についても、国等の施策に組み合わせたグループホーム等への運営費の上乗せ措置など、市の独自の施策を実施することにより、地域生活移行の促進を図っています。

6 計画の期間及び見直しの時期

第2期計画の期間は、平成21年度から平成23年度までの3か年とします。ただし、当面の間は旧体系施設のみなし指定等を始めとする各種の移行に係る暫

定措置が取られており、数値目標については、新制度へ完全に移行した際の障害福祉サービスの姿を見込む必要があることから、従来のサービスから新体系サービスへの移行への経過措置期間が終了する平成23年度の数値を目標規模として設定し、それに向けた各年度の計画値を定めます。

なお、平成21年には自立支援法の施行後3年による見直しが行われますが、第2期計画は現行の制度に基づき策定し、法改正等が生じた場合は必要に応じて見直しを行います。

また、本計画は平成23年度には第3期障害福祉計画（計画期間：平成24年度から平成26年度まで）として見直すこととします。

なお、障害者基本計画（第二次改訂版）の期間は平成22年度までとしておりますが、第2期計画における平成23年度の目標規模の設定に伴い、計画期間の統一を図ることとします。

（表1）障害者基本計画と障害福祉計画の期間

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
野田市障害者基本計画 （平成11年～）			(第二次改訂版)				第3期計画と調整	(第三次改訂版)		
野田市障害福祉計画 （平成18年～）			第1期計画		第2期計画			第3期計画		

7 計画達成状況の点検及び評価

本計画に定める目標やサービス見込量などについて、毎年度その進行管理を図り、達成状況の点検を行います。

この推進状況は、障害者基本計画の推進状況と合わせ、障害者基本法に基づく諮問機関である野田市障害者基本計画推進協議会に対し、定期的に報告するとともに、定期的に計画の進捗状況の評価と課題等の確認を行い、必要に応じて計画の見直しや計画推進のための新たな施策や事業の在り方等について、幅広い意見や提言等を頂きながら、計画の推進体制や次期計画の見直しにつなげます。

第 1 期計画における進捗状況

1 重点的な取組について

第 1 期計画策定により、障害福祉サービス等の提供を通じて目指す平成 23 年度の目標として設定した取組に対する進捗状況は、下記表 2 のとおりとなっています。

において、これまでの実績と地域の実情を踏まえ、第 2 期計画策定に当たり今後実施すべき事項等を検討します。

(表 2) 重点的な取組の計画値と進捗状況

項目	計画値	H20 までの実績	備考
平成 23 年度末までに地域生活へ移行する施設入所者の数	13 人	11 人	第 1 期計画策定時点での施設入所者の 1 割以上が地域移行を目指す。
平成 24 年度までに受入れ条件が整えば退院可能な入院精神障害者の数	91 人	-	入院精神障害者のうち、国及び県が推計した退院可能精神障害者の地域移行を目指す。
平成 23 年度中に一般就労へ移行する福祉施設利用者	4 人	H18 1 人 H19 1 人 H20 1 人	第 1 期計画策定時点において福祉施設から一般就労への移行実績の 4 倍を目指す。
平成 23 年度までに福祉施設利用者のうち 2 割以上が就労移行支援事業を利用	34 人	4 人	
平成 23 年度末において就労継続支援利用者のうち A 型を利用	7 人	1 人	

2 各年度における指定障害福祉サービス等について

第 1 期計画策定において設定した、各年度における新体系サービスごとの利用量の見込みに対する実績は、下記表 3 及び表 4 のとおりとなっています。

サービスごとの見込量についても、及びにおいて、これまでの実績と地域の実情を踏まえ、第 2 期計画策定に当たり今後実施すべき事項等を検討します。

(表 3 - 1) 訪問系サービスの計画値と実績

サービス名	18 年度		19 年度		20 年度		23 年度	単位	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値		
訪問系	居宅介護	1,564	1,601	1,975	1,472	2,225	1,511	2,975	時間/月
	重度訪問介護		102.4%		74.5%		67.9%		達成率
	行動援護	69	71	79	62	89	67	119	実人/月
	重度包括支援		102.9%		78.5%		75.3%		達成率

20 年度実績は推計値

(表3-2) 日中活動系サービスの計画値と実績

サービス名	18年度		19年度		20年度		23年度	単位
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	
生活介護	66	64	924	1,088	2,244	1,531	3,850	延人日/月
		97.0%		117.8%		69.2%		達成率
生活介護	3	3	42	51	102	80	175	実人/月
		100.0%		121.4%		78.4%		達成率
自立訓練 (機能訓練)	0	0	66	37	110	20	132	延人日/月
				56.1%		18.2%		達成率
自立訓練 (機能訓練)	0	0	3	2	5	1	6	実人/月
				66.7%		20.0%		達成率
自立訓練 (生活訓練)	22	0	66	0	176	0	352	延人日/月
		0.0%		0.0%		0.0%		達成率
自立訓練 (生活訓練)	1	0	3	0	8	0	16	実人/月
		0.0%		0.0%		0.0%		達成率
就労移行支援	66	63	132	0	198	20	440	延人日/月
		95.5%		0.0%		6.7%		達成率
就労移行支援	3	3	6	0	9	1	20	実人/月
		100.0%		0.0%		11.1%		達成率
就労継続支援 A型	0	0	0	22	22	22	154	延人日/月
						100.0%		達成率
就労継続支援 A型	0	0	0	1	1	1	7	実人/月
						100.0%		達成率
就労継続支援 B型	22	21	506	398	1,254	506	2,046	延人日/月
		95.5%		78.7%		40.4%		達成率
就労継続支援 B型	1	1	23	22	57	23	93	実人/月
		100.0%		95.7%		40.4%		達成率
療養介護	30	31	30	31	30	31	90	延人日/月
		103.3%		103.3%		103.3%		達成率
療養介護	1	1	1	1	1	1	3	実人/月
		100.0%		100.0%		100.0%		達成率
児童デイサー ビス	10	0	10	0	10	6	10	延人日/月
		0.0%		0.0%		60.0%		達成率
児童デイサー ビス	2	0	2	0	2	2	2	実人/月
		0.0%		0.0%		100.0%		達成率
短期入所	262	262	256	214	256	282	256	延人日/月
		100.0%		83.6%		110.2%		達成率
短期入所	30	30	30	23	30	29	30	実人/月
		100.0%		76.7%		96.7%		達成率

20年度実績は推計値

(表3-3) 居住系サービス・指定相談支援の計画値と実績

サービス名	18年度		19年度		20年度		23年度	単位
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	
居住系 施設入所支援	6	6	33	13	82	22	125	実人/月
		100.0%		39.4%		26.8%		達成率
居住系 共同生活援護 共同生活介護	24	22	30	32	35	32	65	実人/月
		91.7%		106.7%		91.4%		達成率
相談 指定相談支援	9	0	10	0	11	0	15	実人/月
		0.0%		0.0%		0.0%		達成率

20年度実績は推計値

(表4) 地域生活支援事業の計画値と実績

サービス名		18年度		19年度		20年度		23年度	単位		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値			
地域生活支援事業(必須事業)	相談支援	相談支援事業	1	1	1	1	1	1	2	箇所 達成率	
		地域自立支援協議会	0	0	1	1	1	1	1	箇所 達成率	
		相談支援機能強化	1	1	1	2	1	2	2	箇所 達成率	
		住宅入居等支援	1	1	1	1	1	1	1	箇所 達成率	
		成年後見利用支援	1	1	1	1	1	1	1	箇所 達成率	
	コミュニケーション支援	584	552	600	826	600	878	600	件/年 達成率		
	日常生活用具 計	690	601	782	798	782	995	782	件/年 達成率		
	【内訳】		87.1%		102.1%		127.2%		達成率		
	介護・訓練支援	6	14	20	6	20	17	20	件/年		
	自立支援	15	33	33	17	33	24	33	件/年		
	在宅療養支援	6	19	14	13	14	15	14	件/年		
	情報等支援	11	23	21	13	21	22	21	件/年		
	排泄管理支援	648	522	690	747	690	915	690	件/年		
	住宅改修費	4	5	4	2	4	2	4	件/年		
	移動支援		13,214	12,727	14,740	8,302	16,085	12,939	18,396	時間/年 達成率	
			107	111	121	127	135	174	160	実人/人 達成率	
	センター 地域活動支援	基礎事業		0	0	1	1	3	2	3	箇所 達成率
				0	0	19	20	33	39	43	実人/人 達成率
		機能強化		0	0	1	2	3	2	3	箇所 達成率
	(その他の事業)	訪問入浴/更生訓練費/社会参加促進/他	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施		
障害者等日中一時支援			3,278	2,528	3,424	5,358	3,526	6,795	4,069	回/年 達成率	
			80	92	96	135	102	189	123	実人/年 達成率	

20年度実績は推計値

障害福祉サービス等の提供を通じて目指す平成 23 年度の目標（重点的な取組）

ここでは、第 1 期計画から継続して重点的に取り組む課題である（ 1 ）地域生活へ移行する施設入所者数、（ 2 ）地域生活へ移行する入院精神障害者数、（ 3 ）一般就労へ移行する障害者数について、平成 23 年度における目標と、その達成に向けた取組について定めます。

1 地域生活へ移行する施設入所者の数

（ 1 ）目標設定の考え方

グループホーム等の地域基盤の整備や就労の支援、日常生活における障害者への理解や差別解消を図ることで、すべての障害者の地域生活の実現を目指すものです。

市、サービス事業者、障害者支援施設、障害者団体及び障害者自身がともに取り組む上での明確な目標を設定し、課題等を共有することにより、障害者の地域生活への移行の一層の推進を図ります。

国の基本指針では、平成 23 年度末までに施設入所者の 1 割以上が地域生活への移行を目指していることを踏まえ、数値目標を設定します。

なお、第 1 期計画策定時点では入所施設の利用者は、127 人となっており、第 1 期計画期間の平成 18 年度以降、現在までに 11 人が地域生活へ移行していることから、第 2 期計画における目標を 17 人とします。

（ 2 ）数値目標

	項目	数値	備考
実績	現入所者数	127 人	第 1 期計画策定時点の施設入所者数
目標	地域生活移行数	17 人	平成 23 年度末までに施設入所から地域生活に移行する施設入所者

入所施設：身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設

（ 3 ）目標達成に向けた課題等

障害のある人が地域での生活を実現するためには、利用者のニーズに応じた住まいの確保と生活支援が不可欠であることから、グループホーム等の整備及び運営や利用者に対する支援体制の整備による一層の量的拡充及び質的拡充を図ることが重要です。また、比較的地域移行が困難な重度の障害者や、医療的ケアが必要な方についても、地域生活を送ることができるための支援を図ることが必要です。

(4) 目標達成のための取組の方向性

地域生活への移行の一層の強化を図るため、グループホーム及びケアホームで重度障害者を受け入れた場合の補助制度の導入などの国、県等の施策に組み合わせて、市独自の運営支援を引き続き行うとともに、入居者に対する家賃補助制度により、移行後の安定した地域生活を支援します。

2 地域生活へ移行する入院精神障害者の数

(1) 目標設定の考え方

厚生労働省の推計では、医療的には退院可能でありながら、就労や居住の場、所得や必要な支援が受けられないなどの社会的な条件の制約等から退院できない精神障害者は、全国で約7万とされております。国では平成23年度末までにこの解消を目指していることから、これと整合を取って、県が入院患者数を基に推計したところの本市における条件が整えば退院が可能な精神障害者の推計値である91人を目標数値として設定し、この退院促進に向けて取り組むこととします。

(2) 数値目標

	項目	数値	備考
現状	退院可能な精神障害者数	91人	平成24年度までに受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の数
目標	退院可能精神障害者の減少	91人	平成24年度までに退院可能精神障害者数の減少目標値

(3) 目標達成に向けた課題等

長期にわたる入院により生活の場の確保が困難になる等、いわゆる「社会的入院」については国、県及び医療機関と連携しこの問題の解決に取り組む必要があります。

県では、精神科の入院患者は県外も含む遠隔地の病院を利用するケースが多い中で、市町村単独での取組は現実的ではないとのことから、医師会や各医療機関等の協力を得ながら広域行政的な観点から取り組んでいく必要があるとしています。こうしたことから、県との密接な連携を確保しつつ、退院患者の地域での受入れや地域生活のための支援を充実させていくことが必要です。

(4) 目標達成のための取組の方向性

精神障害者の住まいの場の確保のため、地域生活支援事業の「住宅入居等支援（居住サポート）事業」の活用や、県が新たに取り組む地域移行への体制の構築を目的とした「精神障害者地域移行支援特別対策事業」との連携を図るとともに、目標設定を県の考え方と同様に、中長期的に受皿整備をする規模として捉え、グ

グループホーム及びケアホームの量的拡充及び質的拡充を図り、合わせて地域活動支援センター等の利用拡大、相談支援事業等の推進に努めます。

特にグループホーム等の量的充実については、関係機関に取組を要請するとともに、段階的に地域移行を進める手段のひとつである地域移行型ホームが大きな役割を果たすものであることから、その整備についても併せて働きかけます。

また、地域移行後の経済的負担の軽減を図るため、通院医療費の公費負担制度と合わせ、市の独自の取組として精神障害者保健福祉手帳1級所持者に対し、医療費の助成を引き続き行います。

3 一般就労へ移行する福祉施設利用者の数

(1) 目標設定の考え方

その人の生活スタイルや能力に見合った形で職業を持つことは非常に重要なことですが、障害のある方が働ける場は十分でなく、一般就労への支援の仕組みも進んでいない実態があります。

本市において、授産施設を出て就職した障害者の事例は少なく、第1期計画策定時点に一般就労した人数は1人となっており、授産施設においても一般就労に対して消極的な状況が見られます。

今後、障害者の就労支援により積極的に取り組むに当たっては、これまで以上に就労移行への取組を推進するとともに、福祉担当部局と労働担当部局との連携を進め、一層の一般就労移行に向けた支援を強化していくことが必要です。また、教育委員会や学校との連携を強化して、卒業等の早い段階において円滑に職業生活に移行するための体制づくりも重要です。

このため、国の基本指針を踏まえ、関係機関が連携して就労施策を大きく展開させていく共通の指標として、福祉施設からの就労移行を5年後に4倍の規模と設定し、この実現のための施策の強化に取り組むこととします。

第1期計画期間の平成18年度以降、福祉施設利用者のうち毎年1人ずつ一般就労へ移行していることから、第2期計画においても引き続き目標を4人とします。

(2) 数値目標

一般就労へ移行する福祉施設利用者

	項目	数値	備考
実績	一般就労へ移行する福祉施設利用者	1人	第1期計画時点において福祉施設から一般就労へ移行した利用者数
		1人	うち授産施設から一般就労へ移行した利用者
目標	一般就労へ移行する福祉施設利用者	4人	平成23年度中に福祉施設から一般就労へ移行する利用者数
		4人	うち就労移行支援及び就労継続支援事業を通じ移行する利用者数

(3) 目標達成に向けた課題等

市、ハローワーク等個別支援機関により、相互のノウハウの蓄積や有機的な連携への取組を図っていますが、まだ十分とは言えない状況です。

就職しても短期で離職するものも多く、トータルとしての就職者数の拡大はあまり進まない状況があります。このため、障害者、雇用側の双方への職場定着支援の強化や、退職後の再就職を円滑に進めるためのネットワークづくりなどが強く求められています。

野田市管内の雇用率は平成19年度6月現在では1.38%と平成16年度同月の1.22%と比較すると若干の改善は見られるものの、法定雇用率の1.8%に満たない状況です。事業所の側にも障害者雇用を受け入れるためには、適当な仕事や職場の安全面の適切な配慮などから積極的になれない姿勢や体制が統計的に伺えます。

(4) 目標達成のための取組の方向性

就労支援においては、職場における支援と同時に生活面の支援を合わせて行うことが重要であり、障害者が安心して働き続けるためにはそれらを支える地域のネットワークが大切です。このため、障害者総合相談・就労支援センターを中心として、ハローワーク、教育機関、福祉施設、関係団体及び企業との連携強化に取り組んできましたが、今後も引き続き就業面及び生活面の一体的な支援の充実を図ります。

また、同様に県では地域支援ネットワークづくりの中心となる障害者就業・生活支援センターを県内16障害保健福祉圏域に整備することから、同センターの整備に向け、今後市内の既存施設の活用を含め検討していきます。

さらに、特例子会社制度の普及に向けて、労働担当部局と連携し、制度の周知及び各種助成金の活用を働きかけ、一般就労の機会の拡大を図ります。

一方では、重度の障害のため、あるいは障害特性により職場定着が困難なケースなど、一般就労が困難な障害者の働く場として、又は離職後の日中活動の場として、引き続き福祉施設や地域活動支援センター等の福祉的な就労の場の充実も必要です。

福祉的就労の場の充実を図る取組の一環として、これら福祉施設における工賃向上に向け、県が平成19年に策定した「ちば工賃向上プラン」による施策と連携し、施設の事業経営への意識改革や工賃支払能力の向上などの取組を推進するとともに、重点施策5か年計画や地方自治法施行令の改正により、役務の提供を受ける契約が追加されるなど、地方公共団体と福祉施設との随意契約の範囲の拡大が図られたことから、受注機会の拡大に向けた検討を行います。

また、自立支援法の施行に伴い、新たに創設されたサービスである就労移行支援事業や就労継続支援事業は、就労支援のノウハウを蓄積しつつ、ハローワークやトライアル雇用、ジョブコーチ、委託訓練など様々な労働施策を効率的に活用

しながら障害者の一般就労を促進する支援を行うサービスです。

これら就労を支えるサービスを提供する福祉施設の整備について、障害者自立対策臨時特例交付金の事業により、事業者が円滑な移行及び安定した運営を図れるよう支援するとともに、既存の施設に対し多機能型事業所への移行を働きかける等資源の確保を図ります。

市営施設においても、障害者総合相談・就労支援センターがより利用者にかかわるとともに、指定管理者のノウハウを有効に活用し、「ゆめめぐり野田」等を利用した実習支援を通じて、両者の協働による就労支援の強化を展開します。

指定障害福祉サービス又は指定相談支援事業の必要な量の見込み

ここでは、「基本的な指針」に沿って、指定障害福祉サービス等のサービスごとにその必要量を見込み、あわせてサービス提供を確保するための取組について定めます。

1 訪問系サービス

訪問系サービスには、以下の種類があります。

居宅介護（ホームヘルプ）

自宅における入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に自宅における入浴、排せつ及び食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援及び外出支援を行います。

重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

計画値		第 1 期計画 実績	第 2 期計画			単位
訪問系サービス	サービス名	19 年度	21 年度	22 年度	23 年度	
	居宅介護 重度訪問介護	1,472	1,668	1,823	1,978	時間/月
	行動援護 重度障害者等包括 支援	62	79	91	103	実人/月

(1) サービスの見込量について

訪問系サービスは、平成 15 年の支援費制度導入以降から年々大幅に増加し、この伸びは長期的に増加することが見込まれます。こうした見通しに立ち、安定したサービスの確保を図るため、居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者包括支援の 4 事業を合わせた訪問系サービスの必要量を見込みます。

第 1 期計画期間における支給決定者数や利用実績を踏まえ、見込量は平成 23 年度で 1,978 時間とします。なお、一人当たりの利用量は平均約 19 時間/月と見込みます。

(2) サービス提供への取組について

平成20年7月現在、居宅介護の指定を受けた事業所は11か所、重度訪問介護の指定事業所は10か所、行動援護の指定事業所は零となっておりますが、訪問系サービスは利用規模や立地等において比較的柔軟な事業運営が可能であり、従来の支援費において事業者が拡大したことや介護保険との共通した資源の活用が可能なことから、現状規模においても一定の必要なサービス提供は可能と考えられます。

また、障害種別毎の事業者指定が廃止されたことにより、身体障害者や知的障害者、精神障害者にかかわりなく相互のサービス提供が可能となっております。

しかし、今後も一層の利用増加が見込まれる中で、安定したサービスの確保と、より質の高いサービスを実現するためには、新たな事業者の参入による規模の拡大も必要とされるところです。

こうしたことから、利用者に対する周知啓発活動のほか、事業の拡大と人材の確保を目指し、事業者に対する研修機会の提供等ホームヘルパー養成に努め、居宅介護従事者研修等の受講を推進し資質の向上を図るとともに、介護保険部門との連携を図っていきます。

2 日中活動系サービス

従来の入所施設や通所施設で提供されていたサービスのうち、日中活動系サービスには以下の種類があります。

生活介護

常に介護を必要とする人に昼間における入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

自立訓練（機能訓練及び生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間の身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に一定期間の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援（A型＝雇車型、B型＝非雇車型）

一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

療養介護

医療と常時介護を必要とする人に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

計画値		第 1 期計画 実績	第 2 期計画			(参考) 23 年度末	単位
サービス名	19 年度	21 年度	22 年度	23 年度	5,302	延人日/月	
	生活介護	1,088	3,102	3,520			4,400
	51	141	160	200	241	実人/月	
自立訓練 (機能訓練)	37	44	44	66	66	延人日/月	
	2	2	2	3	3	実人/月	
自立訓練 (生活訓練)	0	22	44	66	132	延人日/月	
	0	1	2	3	6	実人/月	
就労移行支援	0	220	440	440	440	延人日/月	
	0	10	20	20	20	実人/月	
就労継続支援 (A 型)	22	22	44	66	66	延人日/月	
	1	1	2	3	3	実人/月	
就労継続支援 (B 型)	398	990	1,034	1,166	1,166	延人日/月	
	22	45	47	53	53	実人/月	
療養介護	31	30	30	180	180	延人日/月	
	1	1	1	6	6	実人/月	
日中活動系合計	1,576	4,430	5,156	6,384	7,352	延人日/月	
	77	201	234	288	332	実人/月	

日中活動系サービス

(1) サービスの見込量について

日中活動系サービス見込量は、平成 23 年度で 273 人とします。従来の施設サービスに比べ、日割報酬方式等体系が大きく再編されたことで、事業者にとってはサービスの提供及び事業所の経営両面にわたり、慎重な姿勢が現れていることが考えられます。

こうしたこともあって、新体系への移行予定を平成 23 年度とする施設があるなど、今計画期である平成 21 年度及び平成 22 年度における新サービス体系への移行は緩やかに進むものと見込まれます。

(2) サービス提供への取組について

新体系サービスへの移行を円滑に進めるため、新たな報酬単価等の中で安定的

な事業運営を維持するための支援や新事業の経営に必要な情報や研修機会の提供等を積極的に行います。

また、旧法施設及び法定外施設等の新体系への移行支援のための検討を行うとともに、移行できない事業所についても事業継続の支援に努めます。

特に、障害者の就労支援については、就労支援への取組を強力に推進するための機関として、障害者総合相談・就労支援センターを設置しており、関係機関との調整及び連携の中心的な役割を担い、事業者には各種助成金の活用勧奨を行うとともに、障害者には適性に応じた支援を行い、一般就労の実現を目指します。

また、施設利用者に対し、通所にかかる交通費の助成や傷害保険料の助成を行い、障害者の経済的負担の軽減を図ることで、生活面などの訓練の場としての施設利用の推進に取り組みます。

(3) 重症心身障害児施設の取組について

障害者基本計画第二次改訂版において、東葛飾地域では不足している状況から、広域的にカバーするものとして、近隣市と連携し民設民営による施設整備を図るとしています。関係者の要望を十分踏まえ、引き続き整備に向けた協議を重ね、サービスの実現に努めます。

3 その他の日中活動系サービス

その他の日中活動系サービスには、以下の種類があります。

児童デイサービス

障害児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに短期間の夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

計画値		第1期計画 実績	第2期計画			単位	
その他の日中活動系サービス	サービス名	19年度	21年度	22年度	23年度		
	児童デイサービス		0	10	10	10	延人日/月
			0	2	2	2	実人/月
	短期入所 (ショートステイ)		214	256	256	256	延人日/月
		23	30	30	30	実人/月	

(1) サービスの見込量について

児童デイサービスは、自立支援法施行に伴い、その事業内容が療育目標を設定した個別プログラムの策定による児童への個別指導と集団療育となったことから、従来の放課後等の日中活動の場や保護者のレスパイトとしての役割は、地域生活支援事業の「日中一時支援事業」へ移行しました。見込量は、利用実績から一月当たり10日に設定します。

短期入所は、宿泊を伴わない日中のみの利用が日中一時支援事業へ移行したものの、依然としてそのニーズが高いこと及び利用実績から、見込量の設定は一月当たり256日とします。

(2) サービス提供への取組について

児童デイサービスは、近隣市にある事業者を活用しつつ、市内事業者の確保に努めます。また、同じく障害児の療育を目的とした障害児通園施設を活用するとともに、発達障害の専門機関と連携し、療育への取組を図ります。

短期入所は、従来の入所施設の併設型に加え、重度の障害児者も受け入れられる単独型短期入所施設等の有効な施設の整備について、総合的な観点から検討します。

4 居住系サービス

居住系サービスには、以下の種類があります。
施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）

施設に入所する人に夜間や休日における入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。

共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日に、共同生活を行う住居で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

計画値		第1期計画 実績	第2期計画			(参考) 23年度末	単位	
居住系サービス	サービス名	19年度	21年度	22年度	23年度			
		施設入所支援	13	65	66	73	115	実人/月
		共同生活援助 共同生活介護	32	49	58	67	67	実人/月

(1) サービスの見込量について

本計画では、共同生活援助、共同生活介護のサービス量を平成23年度で67

人と見込んでいます。今まで障害者基本計画に基づき、グループホーム等の整備を支援してきたことにより、平成20年10月現在、市内事業所の定員規模で36人となり、平成18年10月と比較し16人増となっています。

しかし、入所施設からの地域移行や精神障害者の退院に伴う年々の利用増に対応するためには、さらなる新規の設立と事業運営の安定化が図られる必要があります。

また、既存の入所施設は、平成23年度末までに新体系へ移行することになり、夜間の支援として、その多くが施設入所支援に移行すると見込まれますが、日中活動系サービスと同様、報酬体系などの課題により、今計画期である平成21年度及び平成22年度における新サービス体系への移行は緩やかに進むものと見込まれます。

このことから、平成23年度の見込量を73人としますが、経過措置期間が終了する平成23年度末の時点では115人の利用を見込みます。

(2) サービス提供への取組について

自立支援法の下では、比較的規模の小さなグループホーム及びケアホームの運営が厳しいため、地域に密着したサービス提供の観点から小規模な事業者でも安定した運営を維持できるよう、市の支援策を引き続き実施します。

また、グループホーム等の入居者に対し、経済的負担の軽減を図ることを目的として家賃補助を行い、安定した地域生活を引き続き支援します。

施設入所支援については、平成20年10月現在で、8人の入所待機者数があり、入所施設からの地域移行を継続的に進め、これらの待機者を含め必要とする利用者が、自己決定と自己選択の下、自分に合った施設を選び、利用できるよう、また、既存の利用者が利用できない状況が生じないよう必要な支援とともに、第二福祉ゾーンの整備を進めます。

5 指定相談支援（サービス利用計画）

指定相談支援には、以下のサービスがあります。

サービス利用計画作成

サービス利用計画についての相談及び作成やサービスの利用状況などの支援が特に必要と認められる場合に、一定期間集中的に支援します。

計画値		第1期計画 実績	第2期計画			単位
指定 相談 支援	サービス名	19年度	21年度	22年度	23年度	
		サービス利用計画	0	5	8	10

(1) サービスの見込量について

指定相談支援（サービス利用計画作成費）は、自立支援法施行時においては、一定の利用があるものと予想されていましたが、その利用の範囲が従来サービスではホームヘルプサービスのごく一部に限定されており、また入所施設からの地域移行に伴うサービス転換や精神障害者の退院に伴う居住環境の変化等必要に応じ利用を受けられるなどの制約があり、制度上で利用が困難な側面が多いこともあり、平成20年10月まで利用者はいませんでした。

しかしながら、施設入所者の地域移行後の支援や入院精神障害者の退院後の地域生活における支援の際など、今後の取組の中で必要とされるサービスとして、中長期的には利用が見込まれることから、平成23年度の目標を10人とします。

(2) サービス提供への取組について

利用者にとっては地域生活を支える重要なサービスであることから、指定相談支援事業所を確保するよう努めるとともに、障害者総合相談・就労支援センターにより、引き続き相談機能の強化を図ります。

地域生活支援事業の必要な量の見込み

1 事業の概要

《事業の目的》

地域生活支援事業は、介護給付や訓練等給付などの自立支援給付サービスに加え、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的及び効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図ることを目的とします。

《事業内容》

地域生活支援事業には、市町村が実施主体となる市町村地域生活支援事業と、都道府県が実施主体となる都道府県地域生活支援事業があります。市町村地域生活支援事業には、5つの必須事業とその他に市町村の判断により必要な事業を実施できるとされています。

【市町村が行う地域生活支援事業】			から	までが必須事業
相談支援事業	コミュニケーション事業	日常生活用具給付等事業		
移動支援事業	地域活動支援センター事業	その他の事業		

2 事業内容と各年度における見込量及び確保のための方策

(1) 相談支援事業

障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のため、以下の事業により必要な援助を行います。

相談支援事業

障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言や障害福祉サービスの利用支援などの必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障害者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

相談支援機能強化事業

相談支援事業を効果的に適正かつ円滑に実施するよう、一般的な相談支援事業に加え、専門的職員（社会福祉士や保健師、精神保健福祉士等）を配置します。

住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅等への入居を希望しているが、保証人等がない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談及び助言を通じて障害者の地域生活を支援します。

成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することによりこれらの障害者の権利擁護を図ることを目的とします。

計画値		第 1 期計画 実績	第 2 期計画			単位
事業名		19 年度	21 年度	22 年度	23 年度	
事業 相談 支援	障害者相談支援事業	1	1	1	2	箇所
	地域自立支援協議会	1	実施	実施	実施	
相談支援機能強化事業		2	実施	実施	実施	
住宅入居等支援事業		1	実施	実施	実施	
成年後見制度利用支援事業		1	実施	実施	実施	

・事業実施への取組について

本市では、障害者総合相談・就労支援センターを設置し、専任職員による必要な援助を行います。また、地域自立支援協議会は地域の課題について情報を共有しながら具体的に相談支援事業を始めとする地域の障害福祉に関する関係機関のネットワークの在り方、地域支援体制の中軸となる相談支援体制の在り方について協議する役割を積極的に担い、利用者本位のケアマネジメントを通じた相談支援体制の充実に向け取り組めます。

また、住民からの虐待に関する通報があった場合等に適切に対応するため、その有効な対応システムとして、地域自立支援協議会の有効的な活用を検討します。

(2) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳や要約筆記等の方法により障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

計画値		第 1 期計画 実績	第 2 期計画			単位
事業名		19 年度	21 年度	22 年度	23 年度	
コミュニケーション支援事業		826	1,000	1,000	1,100	件数
手話通訳者及び要約筆記者派遣事業		564	600	600	600	件数
手話通訳者設置事業		262	400	400	500	件数
		1	1	1	2	実設置者数

・事業実施への取組について

手話通訳、要約筆記、点訳などコミュニケーション支援を図るため、後継者の養成や養成講座の開催、派遣事業を実施します。手話通訳者の設置事業等については、引き続き本庁舎への設置を継続するとともに、設置場所の拡大と個人情報保護を踏まえつつ、利用者の立場に立った通訳者の役割を検討し通訳体制の充実を図り、社会福祉協議会等と協力しながら取り組めます。

また、そのための必要な予算の確保に努めます。

(3) 日常生活用具給付等事業

重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。

計画値		第1期計画実績	第2期計画			
事業名		19年度	21年度	22年度	23年度	単位
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	6	20	20	20	件数
	自立生活支援用具	17	33	33	33	件数
	在宅療養等支援用具	13	14	14	14	件数
	情報・意思疎通支援用具	13	21	21	21	件数
	排泄等管理支援用具	747	933	952	971	件数
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	2	4	4	4	件数

- ・介護・訓練支援用具...特殊寝台等
- ・自立生活支援用具...入浴補助用具等
- ・在宅療養等支援用具...電気式たん吸引器等
- ・情報・意思疎通支援用具...点字器等
- ・排泄管理支援用具...ストマ用装具等

・事業実施への取組について

心身障害者等が日々の生活が円滑に送れるよう必要な用具を給付し、生活の利便向上と福祉の増進を図り、そのための必要な予算の確保に努めます。

(4) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。

計画値		第1期計画実績	第2期計画			
事業名		19年度	21年度	22年度	23年度	単位
移動支援事業		8,302	14,674	16,980	18,799	延時間/年
		127	210	243	269	実人/年

・事業実施への取組について

移動支援事業は、今までの実績を勘案すると今後も利用の拡大が見込まれます。事業者に対する研修機会の提供等事業者の育成に努めるとともに、利用者の利便性を考慮したサービスの提供に努めます。

(5) 地域活動支援センター事業

本事業は、基礎的事業として、障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供の応じた支援を行います。これに加え、型から型の類型を設け、それぞれ以下の事業を実施することで本事業の機能強化を図ります。

地域活動支援センター 型

精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施し、併せて相談支援事業を実施します。

地域活動支援センター 型

地域において雇用及び就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

地域活動支援センター 型

就労等が困難在宅の障害者等に対し、通所により生活訓練、作業訓練等を実施します。

計画値			第1期計画 実績	第2期計画			
事業名			19年度	21年度	22年度	23年度	単位
地域活動支援センター	基礎的事業	市内	1	3	3	3	箇所
			20	59	59	59	実人
		市外	2	5	5	5	箇所
			7	10	10	10	実人
	機能強化事業		2	3	3	3	箇所

・事業実施への取組について

現在市内には、地域活動支援センター 型と 型が1か所ずつ設置されています。また、近隣市との連携の中で、専門職員の配置された施設の利用を促進し、障害に対する理解を深めるための普及啓発を行います。従来からの小規模作業所等については、施設の状況に応じて地域活動センター 型・ 型への円滑な移行

と安定的な運営が図られるよう支援します。

(6) その他の事業

地域生活支援事業のうち、市町村が必要に応じて行うその他の事業には以下の種類があります。

訪問入浴サービス事業

地域におけるねたきりの障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。

更生訓練費給付事業

肢体不自由者更生施設等における訓練の効果を上げるため、更生訓練を受けるのに必要な費用を支給します。

知的障害者職親委託制度

知的障害者の更生援護に熱意を持っている事業経営者（職親）に、知的障害者を一定期間預け、生活指導や技能習得訓練等を行います。

障害者等日中一時支援

障害者等の日中における活動を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族等の一時的な休息を目的とします。

社会参加促進事業

スポーツ、芸術活動等を行うことにより障害者の社会参加を促進します。また、障害者の自動車運転免許取得や自動車改造の経費の一部を助成することで社会参加の促進を図ります。

計画値		第1期計画 実績	第2期計画			単位
			19年度	21年度	22年度	
その他の事業	訪問入浴サービス	実施	実施	実施	実施	
	更生訓練費給付事業	実施	実施	実施	実施	
	知的障害者職親委託制度		実施	実施	実施	
	障害者等日中一時支援 事業	5,358	7,721	8,011	8,271	延回/年
		136	198	205	212	実人/年
社会参加促進事業	実施	実施	実施	実施		

- ...対象者無し

・事業実施への取組について

従来から取り組んできた事業のほかに、利用者の意向の把握に努めながら、福祉サービスの向上のため新しい事業の導入を検討するとともに、限られた予算の中で事業を常に見直し効率的な事業を執行します。

資料

1 野田市障害者基本計画推進協議会設置条例

平成11年3月26日

野田市条例第6号

(設置)

第1条 本市は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の趣旨にのっとり、障害者の基本計画に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者の基本計画に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議するため、野田市障害者基本計画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、障害者の基本計画に関する施策等に係る事項について調査審議し、答申する。

2 協議会は、必要に応じ、障害者の基本計画に関する施策等に係る事項について調査し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者団体の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の代表
- (4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(参考意見等の聴取)

第7条 協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務の所掌は、市長の定めるところによる。

(委任)

第9条 この条例の実施に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年12月28日野田市条例第27号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日野田市条例第33号抄)

(施行期日)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(任期の特例)

この条例の施行に伴い新たに委嘱される野田市障害者基本計画推進協議会の委員の任期は、第14条の規定による改正後の野田市障害者基本計画推進協議会設置条例第4条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員の任期満了の日までとする。

2 野田市障害者基本計画推進協議会委員名簿

(平成19年7月1日～平成21年6月30日)

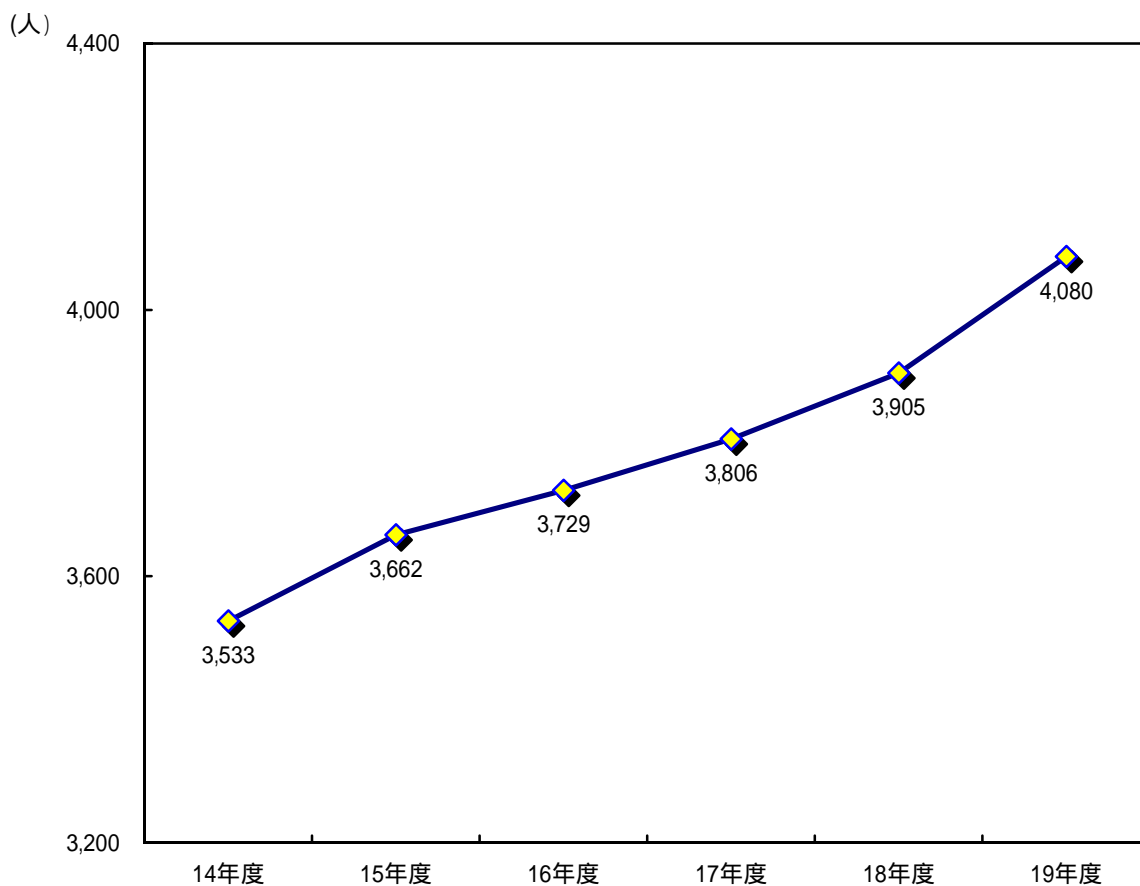
番号	区 分	氏 名	備 考
1	障害者団体の代表	松岡 巖	
2	障害者団体の代表	知久 たい子	
3	障害者団体の代表	鈴木 良造	
4	障害者団体の代表	高島 義光	
5	障害者団体の代表	熊沢 英也	
6	障害者団体の代表	中村 和子	
7	学識経験者	鈴木 美由紀	
8	学識経験者	新美 麻由美	
9	学識経験者	戸辺 敦子	
10	学識経験者	岡田 功	
11	学識経験者	吉岡 靖二	
12	学識経験者	加藤 満子	
13	学識経験者	榎場 雅子	
14	学識経験者	金城 和子	
15	関係行政機関の代表	松本 良二	
16	学識経験者	藤井 浩	
17	関係行政機関の代表	長谷川 信一	
18	関係行政機関の代表	坂元 久	
19	関係行政機関の代表	逆井 芳男	

3 野田市の状況

(1) 手帳所持者数

身体障害者（児）の推移

身体障害者（児）の数は、平成 14 年度から一貫して増加しています。平成 20 年 3 月 31 日時点 4,080 人で、平成 14 年度と比較すると 547 人増加しています。



資料：社会福祉課台帳

数値は各年度末。平成 14 年度以前は旧関宿町を含む。

身体障害者手帳交付状況

障害種別では、肢体不自由が最も多く、次に内部障害となっています。また、年齢では18歳以上が圧倒的に多い状況となっています。

身体障害者手帳交付状況(20.3.31現在)

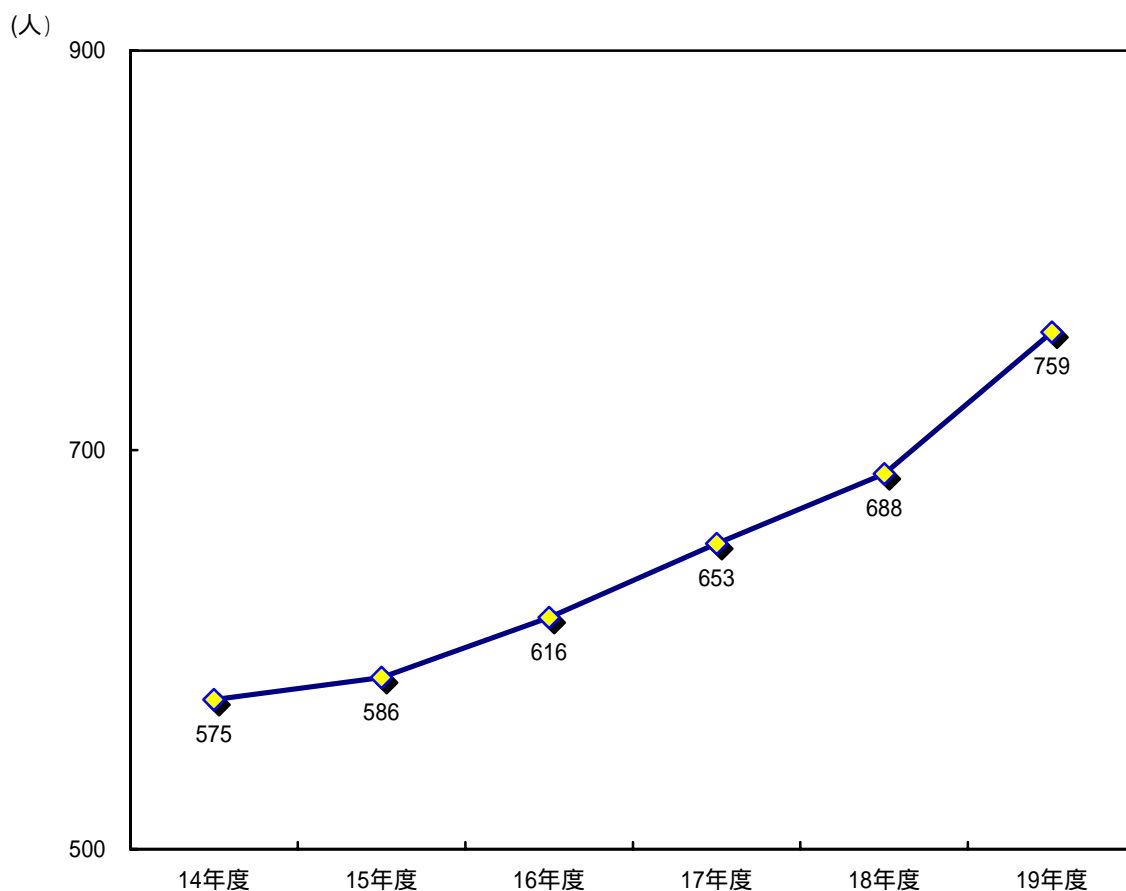
(単位:人)

区 分 障 害 別		身体障害者 手帳所持者	内 訳					
			1級	2級	3級	4級	5級	6級
視 覚 障 害	18歳未満	3	2	0	1	0	0	0
	18歳以上	247	94	67	20	16	34	16
	計	250	96	67	21	16	34	16
聴 覚 又 は 平 衡 機 能 の 障 害	18歳未満	10	0	3	1	3	0	3
	18歳以上	302	20	106	30	67	2	77
	計	312	20	109	31	70	2	80
音 声 機 能 ・ 言 語 機 能 又 は そ し ゃ く 機 能 の 障 害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	62	4	11	33	14	0	0
	計	62	4	11	33	14	0	0
肢 体 不 自 由	18歳未満	62	37	11	6	3	3	2
	18歳以上	2,274	493	538	376	582	179	106
	計	2,336	530	549	382	585	182	108
内 部 障 害	18歳未満	7	2	0	3	2	0	0
	18歳以上	1,113	734	15	160	204	0	0
	計	1,120	736	15	163	206	0	0
心 臓	18歳未満	5	2	0	2	1	0	0
	18歳以上	623	434	3	100	86	0	0
	計	628	436	3	102	87	0	0
呼 吸 器	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	79	26	3	42	8	0	0
	計	79	26	3	42	8	0	0
じ ん 臓	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	274	263	0	10	1	0	0
	計	274	263	0	10	1	0	0
ぼ う こ う 又 は 直 腸	18歳未満	2	0	0	1	1	0	0
	18歳以上	115	0	1	8	106	0	0
	計	117	0	1	9	107	0	0
小 腸	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	3	0	0	0	3	0	0
	計	3	0	0	0	3	0	0
免 疫	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	19	11	8	0	0	0	0
	計	19	11	8	0	0	0	0
合 計	18歳未満	82	41	14	11	8	3	5
	18歳以上	3,998	1,345	737	619	883	215	199
	計	4,080	1,386	751	630	891	218	204

資料：社会福祉課台帳
平成20年3月31日現在

知的障害者（児）の推移

知的障害者（児）の数は、年々増加していますが、平成 15 年度を境に伸びが大きくなっています。



資料：社会福祉課台帳

数値は各年度末。平成 14 年度以前は旧関宿町を含む。

療育手帳交付状況

重度の判定を受けている者は、全体で 355 人、全体の 46.8% を占めています。また、年齢別に見ると、18 歳未満の割合は、全体の 30.2% となっています。

(単位：人)

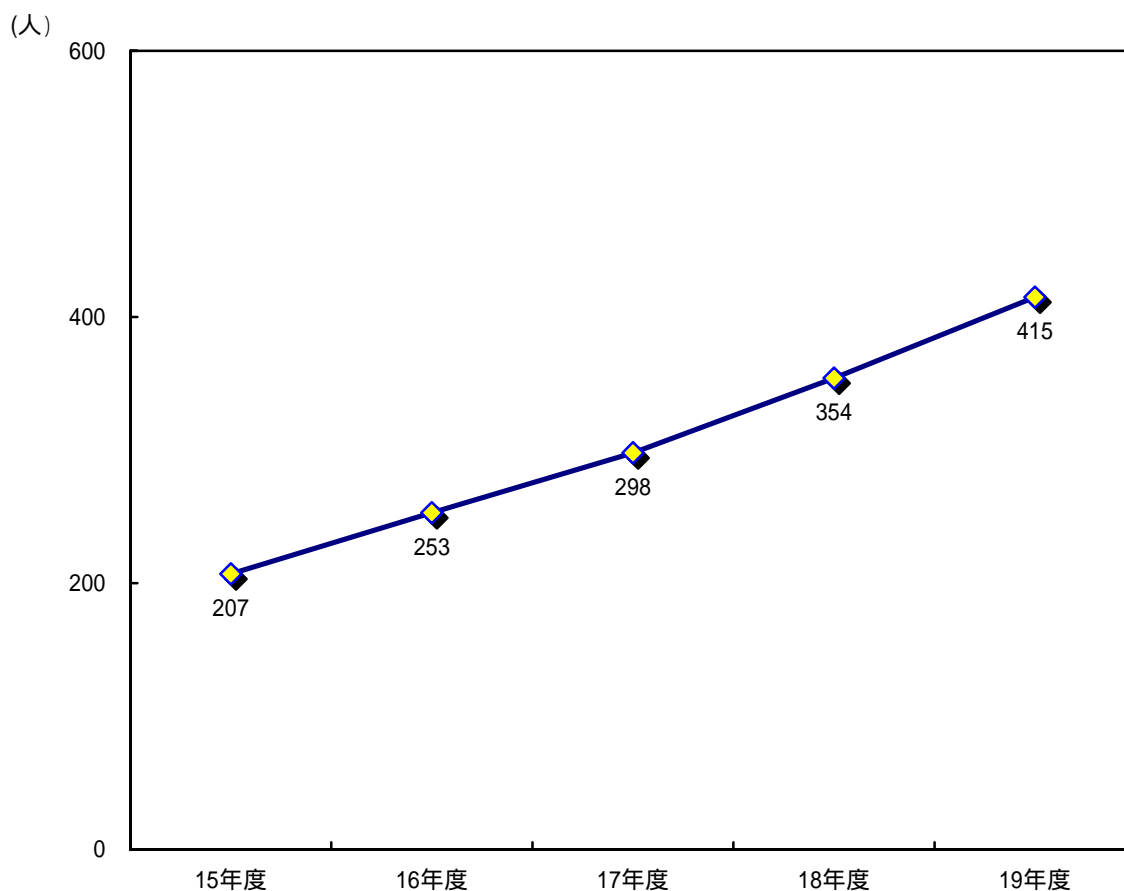
総計	18 歳以上			18 歳未満		
	重度	中軽度	計	重度	中軽度	計
759	262	268	530	93	136	229

資料：社会福祉課台帳

平成 20 年 3 月 31 日現在

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しています。



資料：社会福祉課台帳
数値は各年度末

精神障害者保健福祉手帳交付状況

精神障害者保健福祉手帳は等級別で見ると、2級が多く、大きく伸びています。

(単位:人)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
1級	24	27	36	45	67
2級	134	168	189	214	254
3級	49	58	73	95	94
合計	207	253	298	354	415

(参考) 19年度年齢別交付状況

(単位:人)

	0~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80歳以上
1級	0	4	5	6	19	18	9	6
2級	1	28	70	59	47	36	12	1
3級	1	14	21	27	15	16	0	0
計	2	46	96	92	81	70	21	7

資料：社会福祉課台帳

千葉県精神保健福祉センター調べ

数値は各年度末

(2) 福祉サービスに関する需要調査

(野田市障害者基本計画第二次改訂版「第2章 障害者を取りまく現状 3. 障害者サービス需要調査の結果概要について」より抜粋)

日中の過ごし方の希望

平日の昼間の過ごし方について障害別にまとめました。

[身体障害者]

保育園、幼稚園、学校、障害児通園施設などに通っている人...38人中22人が学校に通いたい希望を持っています。この設問は、現状の過ごし方も含めてのものであり、この中には現在既に学校に通っている人も含まれます。また、15人が施設へ通って自立訓練、10人が働きたい希望を持っています。

一般就労をしている人...会社などに勤めている人では62.7%が働きたい意向を持っているが、自分で事業をしていたり家業を手伝っている人では働きたい割合は20%台と少なくなり、家で過ごしたい割合が高くなっています。この中には、高齢期の人、あるいは高齢期に近い人も含まれていると思われます。

福祉的就労をしている人...授産施設に通っている4人のうち3人が自立訓練、2人がデイサービスを希望しており、働きたいとの回答はなかった(この設問は複数回答)。小規模作業所に通っている14人のうち7人が働きたい意向を持っており、6人が自立訓練を希望しています。施設通所...施設に通って訓練・介護を受けている人では、60.6%が自立訓練、半数がデイサービスを希望しています。その他...家にいて家事育児をしている人、特に何もしていない人では、10~15%が

上段：人数(人)、下段：割合(%)

身体障害者	全体	問12 今後したい日中活動						
		学校に通いたい	働きたい	を施設に通ってリハビリや訓練を受けたい(自立訓練)	デイサービスなどに通いたい	家で過ごしたい	その他	不明
合計	2073 100.0	35 1.7	350 16.9	231 11.1	170 8.2	909 43.8	196 9.5	443 21.4
現在の日中の過ごし方								
保育園、幼稚園、学校、通園施設	38 100.0	22 57.9	10 26.3	15 39.5	1 2.6	5 13.2	2 5.3	1 2.6
会社などに勤めている	177 100.0	5 2.8	111 62.7	6 3.4	2 1.1	40 22.6	16 9.0	20 11.3
自分で事業している(農業も含む)	86 100.0	0 0.0	25 29.1	3 3.5	1 1.2	24 27.9	14 16.3	25 29.1
家業を手伝っている(農業も含む)	66 100.0	0 0.0	15 22.7	2 3.0	3 4.5	37 56.1	1 1.5	13 19.7
身体障害者授産施設に通っている	4 100.0	0 0.0	0 0.0	3 75.0	2 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
身体障害者福祉工場に通っている	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
小規模作業所に通っている	14 100.0	0 0.0	7 50.0	6 42.9	1 7.1	1 7.1	2 14.3	1 7.1
施設に通って訓練や介護	71 100.0	0 0.0	2 2.8	43 60.6	35 49.3	7 9.9	2 2.8	8 11.3
自宅で家事育児などをしている	245 100.0	2 0.8	38 15.5	11 4.5	9 3.7	165 67.3	32 13.1	25 10.2
自宅にいてとくに何もしていない	882 100.0	2 0.2	101 11.5	96 10.9	87 9.9	540 61.2	50 5.7	115 13.0
障害者施設に入所している	19 100.0	0 0.0	2 10.5	4 21.1	2 10.5	1 5.3	4 21.1	6 31.6
老人福祉施設に入所している	49 100.0	0 0.0	0 0.0	8 16.3	5 10.2	14 28.6	9 18.4	16 32.7
病院に入院している	73 100.0	0 0.0	3 4.1	12 16.4	5 6.8	25 34.2	19 26.0	17 23.3
その他	136 100.0	4 2.9	29 21.3	18 13.2	12 8.8	40 29.4	41 30.1	10 7.4

働きたい希望を持っています。障害者施設に入所している 19 人のうち 2 人、病院に入院している 73 人のうち 3 人が働きたいとなっています。

上段：人数（人）、下段：割合（％）

[知的障害者]

保育園、幼稚園、学校、障害児通園施設などに通っている人...学校に通いたい希望を持っている人が 70.3%と多く、働きたい(31.9%)、自立訓練(25.3%)となっています。

一般就労をしている人...会社などに勤めている 25 人中 22 人が働きたい、デイサービスなどが 3 人となっています。

福祉的就労をしている人...授産施設に通っている 25 人のうち 18 人が自立訓練、11 人が働きたいとなっています。

施設通所...知的障害者更生施設に通って

知的障害者	全体	問12 今後したい日中活動							
		学校に通いたい	働きたい	を施設に通ってリハビリや訓練を受けたい(自立訓練)	デイサービスなどに通いたい	家で過ごしたい	その他	不明	
合計	326 100.0	67 20.6	91 27.9	109 33.4	46 14.1	49 15.0	15 4.6	45 13.8	
現在の 日中 の 過 ご し 方	保育園、幼稚園、学校、通園施設	91 100.0	64 70.3	29 31.9	23 25.3	10 11.0	0 0.0	2 2.2	5 5.5
	会社などに勤めている	25 100.0	0 0.0	22 88.0	0 0.0	3 12.0	4 16.0	0 0.0	1 4.0
	自分で事業をしている(農業も含む)	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
	家業を手伝っている(農業も含む)	9 100.0	0 0.0	2 22.2	1 11.1	2 22.2	6 66.7	1 11.1	0 0.0
	知的障害者授産施設に通っている	25 100.0	0 0.0	11 44.0	18 72.0	3 12.0	1 4.0	0 0.0	2 8.0
	知的障害者福祉工場に通っている	4 100.0	0 0.0	1 25.0	3 75.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	小規模作業所に通っている	15 100.0	1 6.7	3 20.0	13 86.7	3 20.0	0 0.0	1 6.7	0 0.0
	知的障害者更生施設に通っている	43 100.0	0 0.0	5 11.6	24 55.8	10 23.3	7 16.3	4 9.3	4 9.3
	施設に通って訓練や介護	9 100.0	0 0.0	0 0.0	9 100.0	4 44.4	1 11.1	0 0.0	0 0.0
	自宅で家事育児などを行っている	5 100.0	0 0.0	2 40.0	0 0.0	1 20.0	2 40.0	0 0.0	0 0.0
	自宅にいてとくに何もしていない	30 100.0	0 0.0	6 20.0	4 13.3	5 16.7	17 56.7	0 0.0	1 3.3
	障害者施設に入所している	23 100.0	0 0.0	2 8.7	4 17.4	0 0.0	1 4.3	4 17.4	13 56.5
	老人福祉施設に入所している	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
	病院に入院している	7 100.0	1 14.3	1 14.3	2 28.6	1 14.3	2 28.6	0 0.0	2 28.6
	その他	13 100.0	1 7.7	3 23.1	4 30.8	3 23.1	4 30.8	3 23.1	0 0.0

いる 43 人のうち、自立訓練(24 人)、デイサービス(10 人)で、働きたい希望は 5 人となっています。

その他...自宅にいて特に何もしていない 30 人のうち 6 人、障害者施設に入所している 23 人のうち 2 人が働きたい希望を持っています。

上段：人数（人）、下段：割合（％）

[精神障害者]

一般就労をしている人...会社など、
 自営、家業手伝いをしている人は、
 いずれも引き続き働きたい意向が多
 いが、家で過ご
 したいとする人も若
 干見られます。高
 齢の人など年齢的
 な理由もあるもの
 と思われま。す。
 福祉的就労をして
 いる人...授産施設、
 小規模作業所に通
 っている人は、「働
 きたい」と自立訓
 練の意向が主です。
 施設通所...精神障
 害者デイケア施設
 に通っている 13
 人のうち7人が働
 きたい希望を持っ

	全体	問13 今後したい日中活動						
		学校に通いたい	働きたい	施設に通ってリハビリや訓練を受けたい(自立訓練)	デイサービスなどに通いたい	家で過ごしたい	その他	不明
合計	194 100.0	3 1.5	62 32.0	28 14.4	21 10.8	67 34.5	20 10.3	34 17.5
現在の 日中 の過 ごし 方	保育園、幼稚園、 学校、通園施設	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	会社などに勤めて いる	8 100.0	0 0.0	6 75.0	1 12.5	0 0.0	1 12.5	0 0.0
	自分で事業をして いる(農業も含む)	3 100.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 66.7
	家業を手伝っている (農業も含む)	7 100.0	0 0.0	3 42.9	0 0.0	0 0.0	2 28.6	2 28.6
	精神障害者授産施 設に通っている	5 100.0	0 0.0	2 40.0	3 60.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0
	精神障害者福祉工 場に通っている	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	小規模作業所に通 っている	10 100.0	0 0.0	5 50.0	3 30.0	1 10.0	2 20.0	2 20.0
	精神障害者デイケ アに通っている	13 100.0	0 0.0	7 53.8	4 30.8	1 7.7	2 15.4	0 0.0
	精神障害者社会適 応訓練事業	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	2 100.0
	自宅で家事・育児 などを行っている	15 100.0	2 13.3	4 26.7	1 6.7	2 13.3	8 53.3	3 20.0
	自宅にいてとくに 何もしていない	66 100.0	0 0.0	20 30.3	7 10.6	8 12.1	32 48.5	3 4.5
	障害者施設に入所 している	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	老人福祉施設に入 所している	4 100.0	0 0.0	0 0.0	2 50.0	1 25.0	2 50.0	0 0.0
	病院に入院してい る	36 100.0	0 0.0	4 11.1	4 11.1	3 8.3	12 33.3	5 13.9
	その他	15 100.0	1 6.7	6 40.0	3 20.0	4 26.7	3 20.0	4 26.7

ており、4人が自立訓練を希望しています。

その他...家にいて家事育児をしている人(15人)は、家で過ごしたいとの意向が8人と多いが、とくに何もしていない人(66人)は働きたい意向が20人見られます。病院に入院している人(36人)では働きたいとの意向は4人と少なく、家で過ごしたい(12人)と多くなっています。

将来の暮らしの希望

将来の暮らし方の希望について、身体障害者はいずれの年代でもおおむね半数以上が現在の家族と一緒に暮らしたいとしているが、17歳未満ではひとり暮らし、17～39歳では障害者入所施設がともに10%前後見られます。

上段：人数（人）、下段：割合（％）

身体障害者	全体	問13 将来希望する暮らし方							
		現在の家族と一緒に暮らしたい	ひとりで暮らしたい	グループホームやケアホームなどで暮らしたい	障害者の入所施設で暮らしたい	その他	わからない	不明	
合計	2073 100.0	1317 63.5	106 5.1	51 2.5	62 3.0	46 2.2	225 10.9	266 12.8	
年齢	17歳未満	27 100.0	15 55.6	3 11.1	1 3.7	0 0.0	0 0.0	4 14.8	4 14.8
	17～39歳	133 100.0	66 49.6	10 7.5	6 4.5	13 9.8	2 1.5	19 14.3	17 12.8
	40～64歳	650 100.0	413 63.5	44 6.8	17 2.6	16 2.5	15 2.3	66 10.2	79 12.2
	65歳以上	1228 100.0	804 65.5	47 3.8	26 2.1	33 2.7	29 2.4	129 10.5	160 13.0

身体障害者の種類別では大きな差は見られませんが、視覚障害者でひとり暮らしが9.2%と若干多くなっています。

上段：人数（人）、下段：割合（％）

身体障害者	全体	問13 将来希望する暮らし方							
		現在の家族と一緒に暮らしたい	ひとりで暮らしたい	グループホームやケアホームなどで暮らしたい	障害者の入所施設で暮らしたい	その他	わからない	不明	
合計	2073 100.0	1317 63.5	106 5.1	51 2.5	62 3.0	46 2.2	225 10.9	266 12.8	
障害の種類	視覚障害	130 100.0	74 56.9	12 9.2	3 2.3	6 4.6	5 3.8	11 8.5	19 14.6
	聴覚・言語障害	189 100.0	115 60.8	9 4.8	4 2.1	7 3.7	6 3.2	31 16.4	17 9.0
	肢体不自由	1015 100.0	650 64.0	47 4.6	29 2.9	37 3.6	26 2.6	103 10.1	123 12.1
	内部障害	591 100.0	407 68.9	32 5.4	9 1.5	4 0.7	9 1.5	58 9.8	72 12.2

知的障害者でも現在の家族との暮らしが主ですが、身体障害者に比べやや少なくなり、特に 17～39 歳、40～64 歳でグループホーム、ケアホーム及び障害者入所施設の希望がやや多くなっています。

上段：人数（人）、下段：割合（％）

知的障害者	全体	問13 将来希望する暮らし方							
		た現在の家族と一緒に暮らし	ひとり暮らし	グループホームやケアホーム	障害者の入所施設で暮らし	その他	わからない	不明	
合計	326 100.0	140 42.9	13 4.0	46 14.1	48 14.7	2 0.6	39 12.0	38 11.7	
年齢	17歳未満	81 100.0	46 56.8	4 4.9	7 8.6	2 2.5	1 1.2	13 16.0	8 9.9
	17～39歳	170 100.0	69 40.6	6 3.5	32 18.8	28 16.5	1 0.6	17 10.0	17 10.0
	40～64歳	56 100.0	19 33.9	3 5.4	6 10.7	12 21.4	0 0.0	7 12.5	9 16.1
	65歳以上	13 100.0	5 38.5	0 0.0	1 7.7	3 23.1	0 0.0	2 15.4	2 15.4

精神障害者も現在の家族との暮らしが主ですが、17～39 歳、40～64 歳でひとり暮らしの希望が 10～15%とやや多くなっています。また、身体障害者、知的障害者に比べ「分からない」との回答がやや多く見られます。

上段：人数（人）、下段：割合（％）

精神障害者	全体	問14 将来希望する暮らし方							
		た現在の家族と一緒に暮らし	ひとり暮らし	グループホームやケアホーム	障害者の入所施設で暮らし	その他	わからない	不明	
合計	194 100.0	82 42.3	23 11.9	10 5.2	10 5.2	7 3.6	49 25.3	13 6.7	
年齢	17歳未満	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	17～39歳	52 100.0	23 44.2	8 15.4	1 1.9	2 3.8	4 7.7	13 25.0	1 1.9
	40～64歳	105 100.0	40 38.1	14 13.3	7 6.7	6 5.7	3 2.9	26 24.8	9 8.6
	65歳以上	29 100.0	15 51.7	1 3.4	2 6.9	2 6.9	0 0.0	6 20.7	3 10.3

今後の働き方の希望

今後の働き方の希望について、身体障害者では現在の働けない理由により、障害や病気などのために働けないこと（17.5％）が最も多くなっています。このほかでは、働くつもりはない（11.3％）、現在の仕事を続けたい（11.2％）、会社などで働きたい（4.0％）となっています。

年齢別に見ると、17～39歳、40～64歳で現在の仕事を続けたいとの意向がともに20～25％となっています。17歳未満では、会社などで働きたいとの回答は27人中6人と多くなっています。

上段：人数（人）、下段：割合（％）

身体障害者	全体	問25 今後働きたいと思うところ													
		た現在の仕事を続け	い会社などで働きた	い自分で事業をした	家業を手伝いたい	き通所授産施設で働	き小規模作業所で働	い福祉工場で働きた	訓練を受けたための	その他	働くつもりはない	た障害や病気の働けないなどの	わからない	不明	
合計	2073 100.0	232 11.2	82 4.0	34 1.6	28 1.4	8 0.4	33 1.6	36 1.7	20 1.0	54 2.6	235 11.3	363 17.5	154 7.4	794 38.3	
年齢	17歳未満	27 100.0	0 0.0	6 22.2	0 0.0	0 0.0	4 14.8	1 3.7	0 0.0	1 3.7	0 0.0	0 0.0	1 3.7	5 18.5	9 33.3
	17～39歳	133 100.0	31 23.3	18 13.5	5 3.8	0 0.0	2 1.5	5 3.8	3 2.3	1 0.8	5 3.8	1 0.8	23 17.3	15 11.3	24 18.0
	40～64歳	650 100.0	142 21.8	44 6.8	17 2.6	6 0.9	1 0.2	14 2.2	20 3.1	15 2.3	19 2.9	45 6.9	118 18.2	61 9.4	148 22.8
	65歳以上	1228 100.0	57 4.6	13 1.1	12 1.0	18 1.5	1 0.1	13 1.1	13 1.1	3 0.2	30 2.4	187 15.2	216 17.6	72 5.9	593 48.3

知的障害者でも、障害や病気などのために働けないこと（15.6％）が最も多いが、現在の仕事を続けたい、会社などで働きたい、通所授産施設で働きたいとの回答がいずれも10％強となっており、一般的就労とともに福祉的就労の希望も多くなっています。

年齢別に見ると、39歳以下では現在の仕事、会社など、通所授産施設いずれも多くあげられています。40歳以上になると、障害や病気などのために働けないとの回答が多く見られます。

上段：人数（人）、下段：割合（％）

知的障害者	全体	問25 今後働きたいと思うところ													
		た現在の仕事を続け	い会社などで働きた	い自分で事業をした	家業を手伝いたい	き通所授産施設で働	き小規模作業所で働	い福祉工場で働きた	訓練を受けたための	その他	働くつもりはない	た障害や病気の働けないなどの	わからない	不明	
合計	326 100.0	36 11.0	35 10.7	1 0.3	2 0.6	38 11.7	12 3.7	15 4.6	10 3.1	6 1.8	4 1.2	51 15.6	34 10.4	82 25.2	
年齢	17歳未満	81 100.0	0 0.0	20 24.7	0 0.0	0 0.0	15 18.5	3 3.7	3 3.7	6 7.4	1 1.2	0 0.0	1 1.2	11 13.6	21 25.9
	17～39歳	170 100.0	31 18.2	13 7.6	0 0.0	1 0.6	19 11.2	8 4.7	11 6.5	4 2.4	5 2.9	0 0.0	31 18.2	15 8.8	32 18.8
	40～64歳	56 100.0	5 8.9	2 3.6	1 1.8	1 1.8	4 7.1	1 1.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 3.6	14 25.0	6 10.7	20 35.7
	65歳以上	13 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 7.7	0 0.0	0 0.0	2 15.4	3 23.1	2 15.4	5 38.5

精神障害者では、障害や病気などのために働けないこと（24.2％）が他の障害に比べ多くなっています。次いで会社などで働きたい（12.9％）、現在の仕事を続けたい（7.2％）となっています。

上段：人数（人）、下段：割合（％）

精神障害者	全体	問26 今後働きたいと思うところ													
		現在の仕事を続けたい	会社などで働きたい	自分で事業をしたい	家業を手伝いたい	通所授産施設で働きたい	小規模作業所で働きたい	福祉工場で働きたい	職業訓練を受けたための	その他	働くつもりはない	障害や病気などのために働けない	わからない	不明	
合計	194 100.0	14 7.2	25 12.9	3 1.5	6 3.1	2 1.0	2 1.0	6 3.1	5 2.6	7 3.6	10 5.2	47 24.2	19 9.8	48 24.7	
年齢	17歳未満	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
	17～39歳	52 100.0	2 3.8	8 15.4	2 3.8	1 1.9	2 3.8	2 3.8	3 5.8	3 5.8	4 7.7	0 0.0	9 17.3	6 11.5	10 19.2
	40～64歳	105 100.0	10 9.5	16 15.2	1 1.0	4 3.8	0 0.0	0 0.0	3 2.9	2 1.9	2 1.9	7 6.7	27 25.7	8 7.6	25 23.8
	65歳以上	29 100.0	2 6.9	0 0.0	0 0.0	1 3.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 3.4	3 10.3	9 31.0	2 6.9	11 37.9

自立した生活に必要な条件

どのような条件が整えば地域で自立した生活ができるか尋ねました。

身体障害者では、全体的には同居して世話してくれる家族を3分の1近くが挙げています。

17歳未満は、働く場や生活費の保障、また、地域住民の理解やいつでも利用できる家以外の居場所が多くなっています。17～39歳、40～64歳でも働く場、生活費の保障は多い回答です。65歳以上では、同居して世話してくれる家族が38.2%とやや多くなっています。また、現在会社などに勤めている人の多い17～39歳では、賃金の向上と社会生活を送るのは難しいとの回答がやや多くなっており、給与が高くないことが生活を送る上で課題の一つになっているものと考えられます。

上段：人数（人）、下段：割合（％）

身体障害者	全体	問14 自立生活のための条件													
		地域住民の理解	働く場	賃金の向上	生活費の保障	住居の保障	身近な相談相手	同居して世話してくれる家族	家族以外の介助・介護	いつでも居場所利用できる家	その他	社会生活を送るのはむずかしい	わからない	不明	
合計	2073 100.0	247 11.9	296 14.3	81 3.9	583 28.1	173 8.3	217 10.5	683 32.9	305 14.7	281 13.6	51 2.5	216 10.4	166 8.0	325 15.7	
年齢	17歳未満	27 100.0	9 33.3	11 40.7	1 3.7	11 40.7	3 11.1	2 7.4	4 14.8	5 18.5	11 40.7	0 0.0	1 3.7	3 11.1	1 3.7
	17～39歳	133 100.0	24 18.0	50 37.6	22 16.5	47 35.3	27 20.3	12 9.0	27 20.3	28 21.1	20 15.0	3 2.3	21 15.8	4 3.0	16 12.0
	40～64歳	650 100.0	95 14.6	179 27.5	42 6.5	233 35.8	71 10.9	72 11.1	167 25.7	88 13.5	85 13.1	22 3.4	52 8.0	48 7.4	76 11.7
	65歳以上	1228 100.0	117 9.5	53 4.3	15 1.2	289 23.5	71 5.8	127 10.3	469 38.2	179 14.6	160 13.0	26 2.1	141 11.5	108 8.8	226 18.4

身体障害の種類別には大きな差は見られませんが、聴覚・言語障害で地域住民の理解が18.5%と若干多くなっています。

上段：人数（人）、下段：割合（％）

身体障害者	全体	問14 自立生活のための条件													
		地域住民の理解	働く場	賃金の向上	生活費の保障	住居の保障	身近な相談相手	同居して世話してくれる家族	家族以外の介助・介護	いつでも居場所利用できる家	その他	社会生活を送るのはむずかしい	わからない	不明	
合計	2073 100.0	247 11.9	296 14.3	81 3.9	583 28.1	173 8.3	217 10.5	683 32.9	305 14.7	281 13.6	51 2.5	216 10.4	166 8.0	325 15.7	
障害の種類	視覚障害	130 100.0	17 13.1	12 9.2	5 3.8	40 30.8	5 3.8	17 13.1	36 27.7	16 12.3	13 10.0	3 2.3	17 13.1	11 8.5	20 15.4
	聴覚・言語障害	189 100.0	35 18.5	31 16.4	5 2.6	45 23.8	19 10.1	28 14.8	44 23.3	19 10.1	23 12.2	6 3.2	17 9.0	19 10.1	32 16.9
	肢体不自由	1015 100.0	122 12.0	140 13.8	44 4.3	286 28.2	81 8.0	107 10.5	339 33.4	193 19.0	153 15.1	28 2.8	114 11.2	83 8.2	141 13.9
	内部障害	591 100.0	64 10.8	103 17.4	24 4.1	195 33.0	59 10.0	55 9.3	217 36.7	65 11.0	79 13.4	12 2.0	38 6.4	41 6.9	91 15.4

身体障害者の将来の暮らし方の希望別に見ると、ひとり暮らしを希望する人は生活費の保障や働く場が比較的多く、グループホームやケアホーム、入所施設を希望する人は家族以外の介助・介護者やいつでも利用できる家以外の居場所が多くなっています。また、入所施設を希望する人では特に、社会生活を送るのが難しいとの回答がやや多くなっています。

上段：人数（人）、下段：割合（％）

身体障害者	全体	問14 自立生活のための条件													
		地域住民の理解	働く場	賃金の向上	生活費の保障	住居の保障	身近な相談相手	同居して世話してくれる家族	家族以外の介助・介護者	いつでも利用できる家以外の居場所	その他	社会生活を送るのはむずかしい	わからない	不明	
合計	2073 100.0	247 11.9	296 14.3	81 3.9	583 28.1	173 8.3	217 10.5	683 32.9	305 14.7	281 13.6	51 2.5	216 10.4	166 8.0	325 15.7	
将来の暮らし方の希望	現在の家族と一緒に暮らしたい	1317 100.0	165 12.5	196 14.9	49 3.7	392 29.8	101 7.7	131 9.9	550 41.8	185 14.0	179 13.6	29 2.2	108 8.2	78 5.9	184 14.0
	ひとりで暮らしたい	106 100.0	17 16.0	21 19.8	5 4.7	42 39.6	24 22.6	16 15.1	9 8.5	15 14.2	12 11.3	2 1.9	3 2.8	11 10.4	14 13.2
	グループホームやケアホーム	51 100.0	5 9.8	5 9.8	1 2.0	12 23.5	6 11.8	12 23.5	14 27.5	16 31.4	13 25.5	1 2.0	8 15.7	4 7.8	5 9.8
	障害者の入所施設で暮らしたい	62 100.0	4 6.5	1 1.6	0 0.0	16 25.8	3 4.8	6 9.7	12 19.4	19 30.6	17 27.4	3 4.8	19 30.6	4 6.5	10 16.1
	その他	46 100.0	5 10.9	3 6.5	0 0.0	12 26.1	5 10.9	6 13.0	6 13.0	6 13.0	6 13.0	6 13.0	11 23.9	7 15.2	4 8.7
	わからない	225 100.0	26 11.6	34 15.1	12 5.3	48 21.3	15 6.7	23 10.2	30 13.3	32 14.2	26 11.6	7 3.1	30 13.3	50 22.2	28 12.4

知的障害者では、働く場、同居して世話してくれる家族、家族以外の介助・介護者、いつでも利用できる家以外の居場所が多く挙げられており、介護等の支援体制と働く場の拡充が必要となっています。

17歳未満は身体障害者と同様に、働く場や生活費の保障、地域住民の理解が多くなっています。17～39歳は、家族以外の介助・介護者やいつでも利用できる家以外の居場所がやや多くなっており、学校を卒業した後の介助が懸念されています。40歳以上になると、社会生活を送るのは難しいとの回答がやや多くなっています。

上段：人数（人）、下段：割合（％）

知的障害者	全体	問14 自立生活のための条件													
		地域住民の理解	働く場	賃金の向上	生活費の保障	住居の保障	身近な相談相手	同居して世話してくれる家族	家族以外の介助・介護者	いつでも利用できる家以外の居場所	その他	社会生活を送るのはむずかしい	わからない	不明	
合計	326 100.0	64 19.6	88 27.0	16 4.9	126 38.7	35 10.7	29 8.9	84 25.8	83 25.5	84 25.8	3 0.9	59 18.1	25 7.7	28 8.6	
年齢	17歳未満	81 100.0	27 33.3	40 49.4	7 8.6	40 49.4	10 12.3	8 9.9	17 21.0	19 23.5	22 27.2	0 0.0	6 7.4	6 7.4	5 6.2
	17～39歳	170 100.0	34 20.0	42 24.7	8 4.7	71 41.8	20 11.8	16 9.4	48 28.2	54 31.8	51 30.0	2 1.2	33 19.4	9 5.3	11 6.5
	40～64歳	56 100.0	3 5.4	5 8.9	1 1.8	10 17.9	2 3.6	4 7.1	16 28.6	7 12.5	9 16.1	1 1.8	14 25.0	8 14.3	8 14.3
	65歳以上	13 100.0	0 0.0	1 7.7	0 0.0	2 15.4	2 15.4	1 7.7	2 15.4	1 7.7	1 7.7	0 0.0	5 38.5	2 15.4	2 15.4

知的障害者の将来の暮らし方の希望別に見ると、ひとり暮らしを希望する人は、働く場及び身近な相談相手を半数以上の方が挙げるとともに、地域住民の理解、住居の保障も多くなっています。グループホームやケアホームを希望する人は、生活費の保障とともに、家族以外の介助・介護者、いつでも利用できる家以外の居場所を多く挙げています。障害者入所施設を希望する人でも、いつでも利用できる家以外の居場所が多いとともに、社会生活を送るのは難しいとの回答も多くなっています。

上段：人数(人)、下段：割合(%)

知的障害者	全体	問14 自立生活のための条件													
		地域住民の理解	働く場	賃金の向上	生活費の保障	住居の保障	身近な相談相手	同居して世話してくれる家族	家族以外の介助・介護者	いつでも利用できる家以外の居場所	その他	社会生活を送るのはむずかしい	わからない	不明	
合計	326 100.0	64 19.6	88 27.0	16 4.9	126 38.7	35 10.7	29 8.9	84 25.8	83 25.5	84 25.8	3 0.9	59 18.1	25 7.7	28 8.6	
将来の暮らし方の希望	現在の家族と一緒に暮らしたい	140 100.0	36 25.7	51 36.4	8 5.7	54 38.6	9 6.4	8 5.7	55 39.3	28 20.0	33 23.6	1 0.7	24 17.1	10 7.1	4 2.9
	ひとりで暮らしたい	13 100.0	4 30.8	8 61.5	1 7.7	4 30.8	3 23.1	7 53.8	1 7.7	2 15.4	1 7.7	0 0.0	0 0.0	1 7.7	0 0.0
	グループホームやケアホーム	46 100.0	12 26.1	16 34.8	1 2.2	23 50.0	9 19.6	9 19.6	6 13.0	21 45.7	20 43.5	2 4.3	3 6.5	1 2.2	0 0.0
	障害者の入所施設で暮らしたい	48 100.0	4 8.3	1 2.1	1 2.1	20 41.7	5 10.4	1 2.1	9 18.8	15 31.3	18 37.5	0 0.0	18 37.5	5 10.4	1 2.1
	その他	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0
わからない	39 100.0	6 15.4	10 25.6	4 10.3	16 41.0	7 17.9	2 5.1	9 23.1	11 28.2	9 23.1	0 0.0	10 25.6	5 12.8	0 0.0	

精神障害者では、生活費の保障(30.4%)が最も多く、次いで働く場(25.8%)、同居して世話してくれる家族(23.2%)となっています。

17~39歳は、働く場や生活費の保障がともに40%以上と多くなっています。65歳以上では、同居して世話してくれる家族が41.4%と特に多くなっています。

上段：人数(人)、下段：割合(%)

精神障害者	全体	問15 自立生活のための条件													
		地域住民の理解	働く場	賃金の向上	生活費の保障	住居の保障	身近な相談相手	同居して世話してくれる家族	家族以外の介助・介護者	いつでも利用できる家以外の居場所	その他	社会生活を送るのは難しい	わからない	不明	
合計	194 100.0	28 14.4	50 25.8	14 7.2	59 30.4	22 11.3	33 17.0	45 23.2	17 8.8	23 11.9	11 5.7	36 18.6	27 13.9	12 6.2	
年齢	17歳未満	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
	17~39歳	52 100.0	9 17.3	23 44.2	9 17.3	21 40.4	6 11.5	10 19.2	9 17.3	0 0.0	7 13.5	5 9.6	10 19.2	6 11.5	0 0.0
	40~64歳	105 100.0	16 15.2	25 23.8	4 3.8	33 31.4	13 12.4	18 17.1	23 21.9	12 11.4	10 9.5	4 3.8	21 20.0	14 13.3	10 9.5
	65歳以上	29 100.0	2 6.9	0 0.0	1 3.4	3 10.3	2 6.9	5 17.2	12 41.4	5 17.2	5 17.2	2 6.9	3 10.3	5 17.2	2 6.9

精神障害者の将来の暮らし方の希望別に見ると、ひとり暮らしを希望する人は、働く場と生活費の保障がともに半数近くと多くっており、経済的に自立できることが重要となっています。

上段：人数（人）、下段：割合（％）

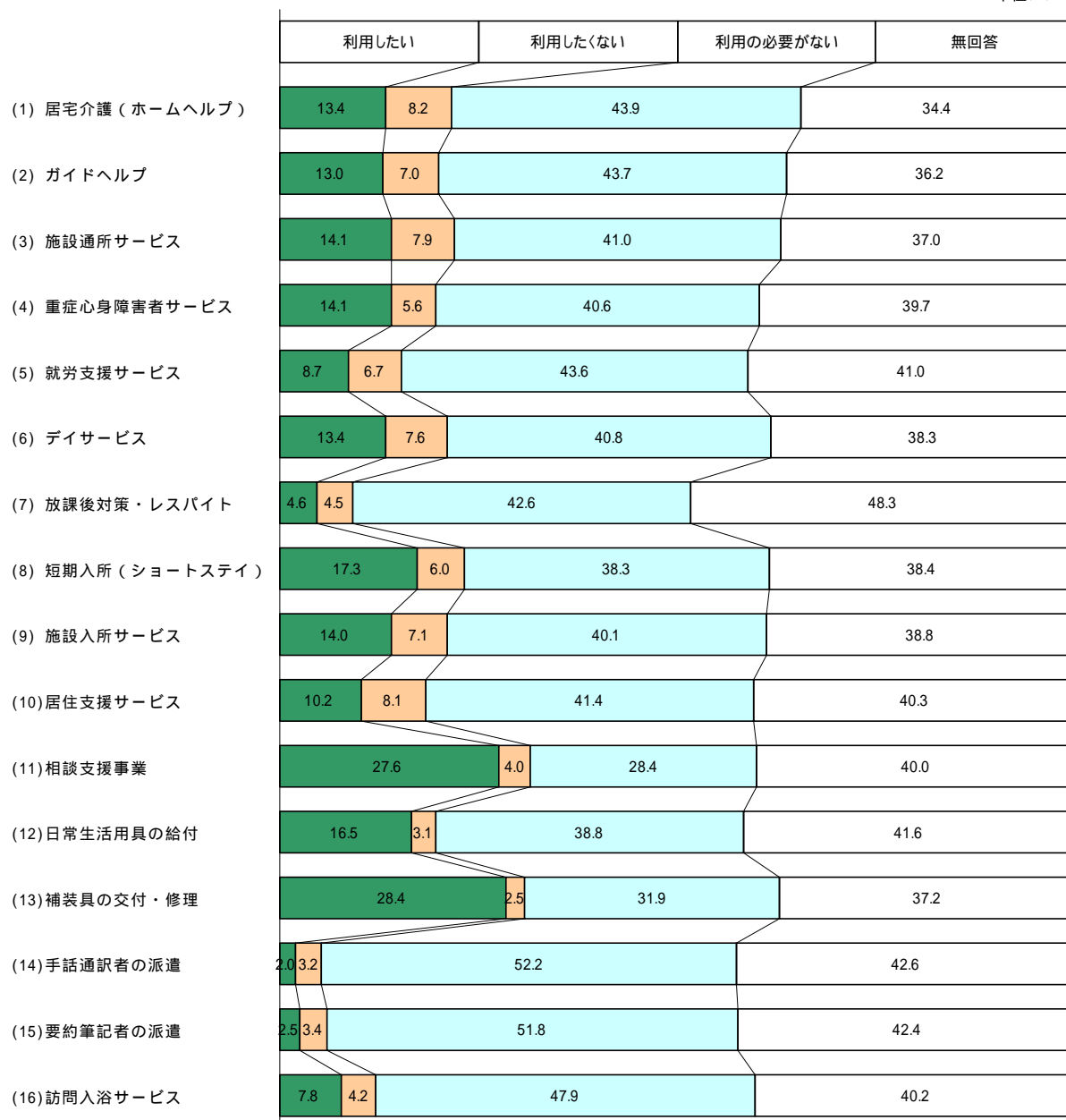
精神障害者	全体	問15 自立生活のための条件												
		地域住民の理解	働く場	賃金の向上	生活費の保障	住居の保障	身近な相談相手	同居して世話してくれる家族	家族以外の介助・介護	いつでも利用できる家以外の居場所	その他	社会生活を送るのは難	わからない	不明
合計	194 100.0	28 14.4	50 25.8	14 7.2	59 30.4	22 11.3	33 17.0	45 23.2	17 8.8	23 11.9	11 5.7	36 18.6	27 13.9	12 6.2
将来の暮らし方の希望														
現在の家族と一緒に暮らしたい	82 100.0	16 19.5	23 28.0	6 7.3	26 31.7	7 8.5	15 18.3	30 36.6	6 7.3	14 17.1	1 1.2	19 23.2	9 11.0	1 1.2
ひとりで暮らしたい	23 100.0	4 17.4	11 47.8	3 13.0	11 47.8	5 21.7	5 21.7	0 0.0	3 13.0	2 8.7	2 8.7	2 8.7	1 4.3	1 4.3
グループホームやケアホーム	10 100.0	1 10.0	4 40.0	1 10.0	4 40.0	1 10.0	2 20.0	3 30.0	1 10.0	1 10.0	0 0.0	1 10.0	1 10.0	0 0.0
障害者の入所施設で暮らしたい	10 100.0	0 0.0	2 20.0	0 0.0	2 20.0	1 10.0	0 0.0	1 10.0	1 10.0	0 0.0	2 20.0	4 40.0	1 10.0	1 10.0
その他	7 100.0	1 14.3	1 14.3	1 14.3	3 42.9	1 14.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 14.3	3 42.9	2 28.6	0 0.0	0 0.0
わからない	49 100.0	5 10.2	9 18.4	3 6.1	13 26.5	5 10.2	9 18.4	9 18.4	5 10.2	4 8.2	3 6.1	5 10.2	15 30.6	3 6.1

今後利用したい福祉サービス

今後利用したいサービスについて、身体障害者では補装具の交付・修理（28.4％）と相談支援事業（27.6％）が多く、次いで短期入所（ショートステイ）（17.3％）、日常生活用具の給付（16.5％）となっています。

身体障害者(2073人)

単位：％



なお、「放課後対策・レスパイト」については、17歳未満27人のうち12人が利用したいとしています。

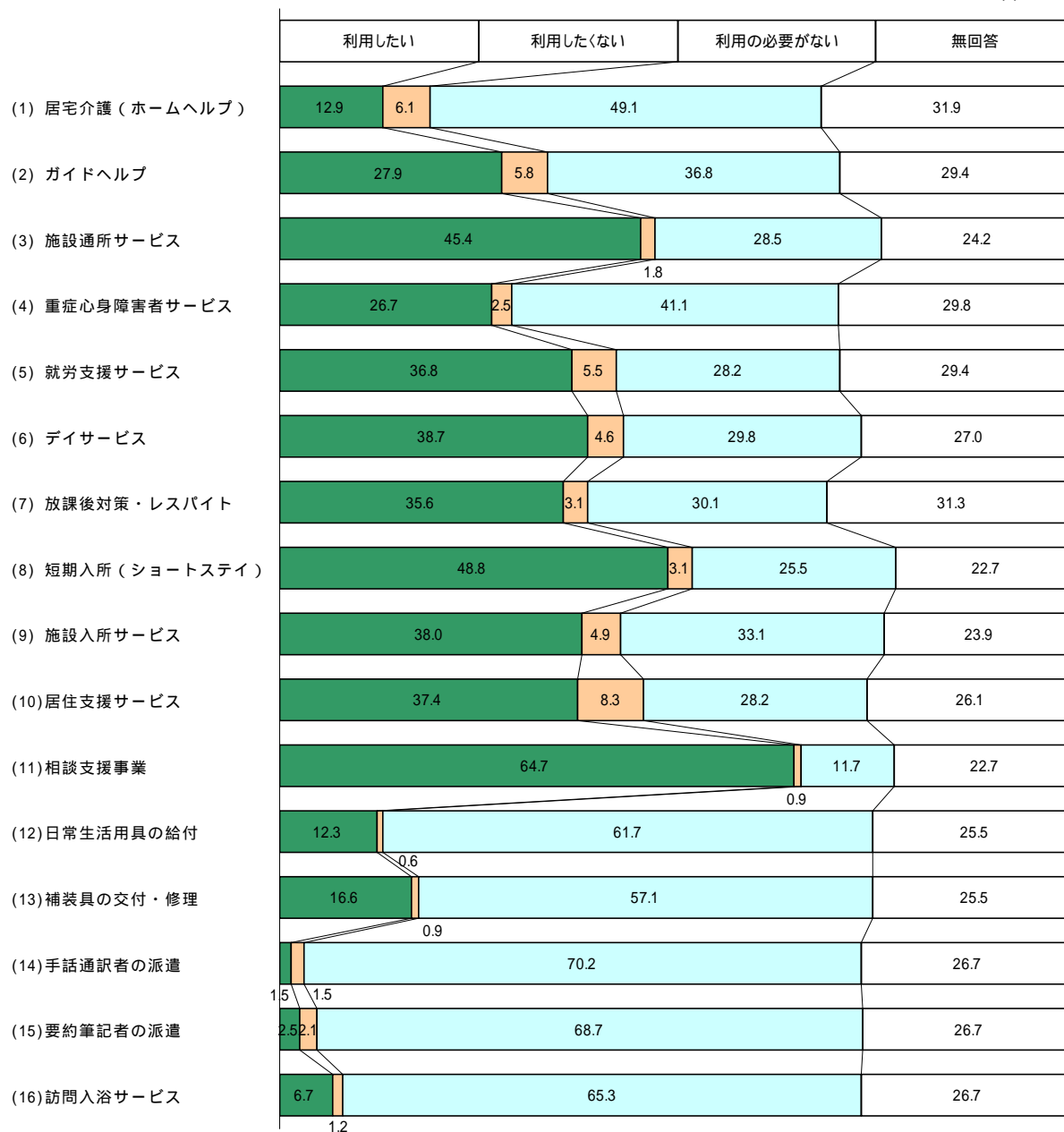
また、「手話通訳者の派遣」については、聴覚・言語障害189人のうち32人（16.9％）、「要約筆記者の派遣」については、聴覚・言語障害189人のうち25人（13.2％）が利用したいとしています。

知的障害者では、相談支援事業を3分の2近くの方が挙げており、次いで短期入所（ショートステイ）

イ)(48.8%)、施設通所サービス(45.4%)となっています。このほか、就労支援サービス、デイサービス、放課後対策・レスパイト、施設入所サービス、居住支援サービスがいずれも35~40%となっており、幅広いサービス利用ニーズが見られます。

知的障害者(326人)

単位: %

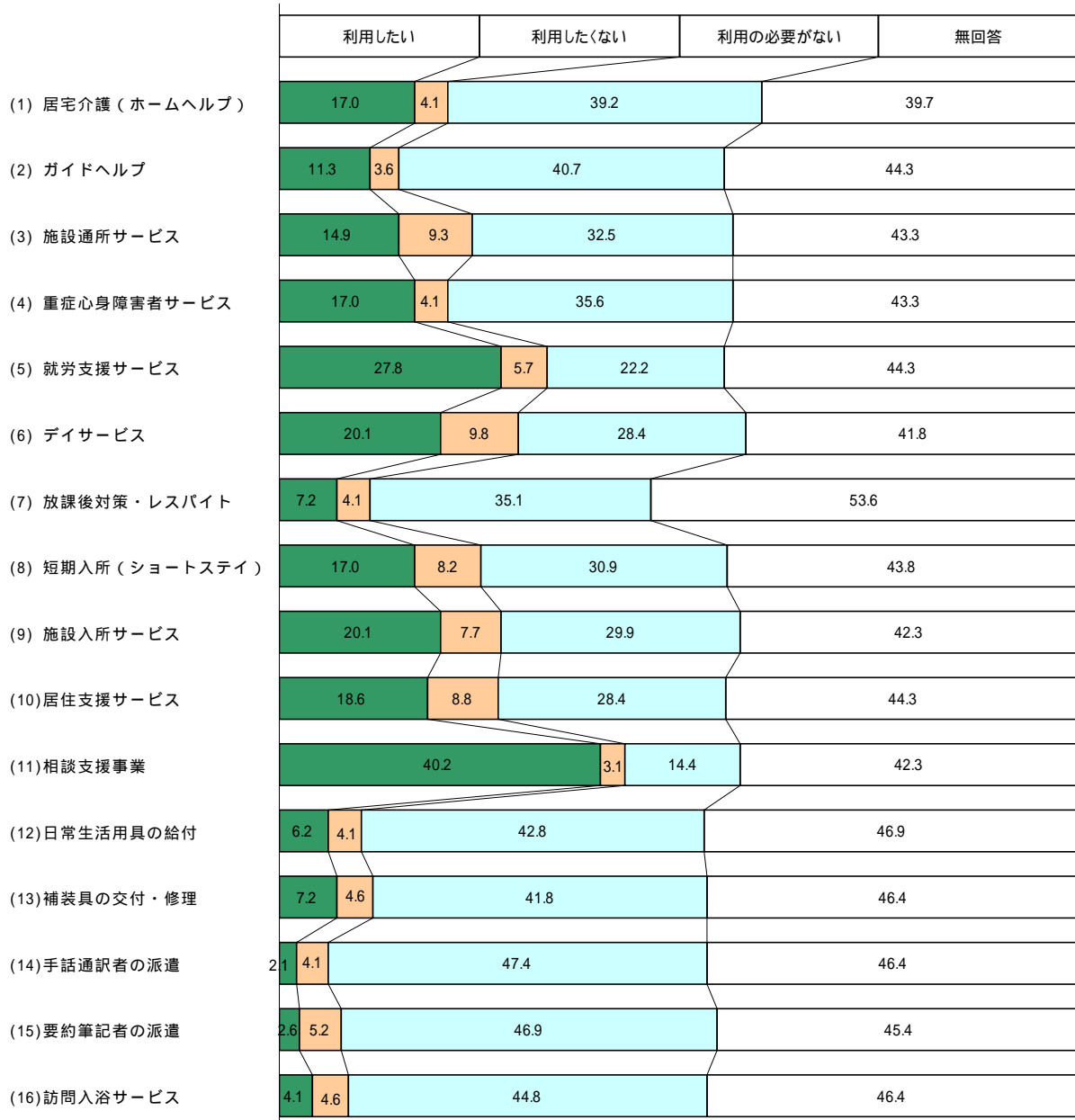


なお、「放課後対策・レスパイト」については、17歳未満81人のうち54人(3分の2)が利用したいとしています。

精神障害者では、相談支援事業（40.2%）が最も多く、次いで就労支援サービス（27.8%）、デイサービス及び施設入所サービス（ともに20.1%）、居住支援サービス（18.6%）、居宅介護（ホームヘルプ）、重症心身障害者サービス、短期入所（ショートステイ）（いずれも17.0%）が挙げられています。

精神障害者(194人)

単位：%



現在利用しているサービスと今後利用したいサービスをまとめました。

現在は、医療費、手当といった経済的支援が多く、今後については、いずれの障害でも相談支援事業のニーズが高い。経済的支援については、今後の希望では質問していませんが、引き続き利用が多いと考えられます。

このほか、身体障害者では現在と同様に補装具、知的障害者では施設への通所・入所、精神障害者では就労支援や施設への通所・入所、居住支援の希望が多くなっています。

現在利用しているサービスと今後利用したいサービス（上位5位）

[身体障害者]（2073人）

現在利用しているサービス			今後利用したいサービス		
順位	サービス名	割合(%)	順位	サービス名	割合(%)
1	医療費助成	36.8	1	補装具の交付・修理	28.4
2	手当受給	25.9	2	相談支援事業	27.6
3	福祉タクシー	11.6	3	ショートステイ	17.3
4	補装具	10.0	4	日常生活用具の給付	16.5
5	デイサービス	8.2	5	施設通所サービス/重症心身障害者サービス	14.1

[知的障害者]（326人）

現在利用しているサービス			今後利用したいサービス		
順位	サービス名	割合(%)	順位	サービス名	割合(%)
1	医療費助成	50.3	1	相談支援事業	64.7
2	手当受給	40.2	2	ショートステイ	48.8
3	ショートステイ	15.0	3	施設通所サービス	45.4
4	デイサービス	14.7	4	デイサービス	38.7
5	補装具	9.2	5	施設入所サービス	38.0

[精神障害者]（194人）

現在利用しているサービス			今後利用したいサービス		
順位	サービス名	割合(%)	順位	サービス名	割合(%)
1	医療費助成	32.0	1	相談支援事業	40.2
2	手当受給	11.3	2	就労支援サービス	27.8
3	ホームヘルプ	8.8	3	デイサービス/施設入所サービス	20.1
4	デイサービス	7.2			
5	福祉タクシー	3.6	5	居住支援サービス	18.6

また、サービスの回数・日数の希望は下表のとおりです。

サービス利用量の希望（1か月当たりの平均値）

種類	身体障害者	知的障害者	精神障害者
居宅介護	8.1 回	6.6 回	6.9 回
ガイドヘルプ	3.7 回	3.7 回	2.9 回
デイサービス	7.0 回	4.3 回	2.1 回
放課後対策・レスパイト	2.7 回	5.5 回	6.5 回
短期入所	6.6 日	5.9 日	6.6 日
手話通訳者の派遣	3.4 回	5.0 回	2.3 回
要約筆記者の派遣	3.5 回	1.7 回	2.6 回
訪問入浴サービス	6.2 回	6.1 回	7.6 回

注：知的障害者の手話通訳者の派遣は1人のみ回答

4 用語集

(あ行)

一般就労

通常の雇用形態でのことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労をいいます。

(か行)

工賃

福祉施設や作業所等で福祉的就労に従事する利用者に支払われるお金のことです。施設が授産活動によって得た収入は、必要な経費を差し引いた残りを利用者に工賃として配分することとされています。

(さ行)

障害者就業・生活支援センター

障害者雇用促進法に基づく施設です。就業及びそれらに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導・相談を実施します。運営主体は社会福祉法人、NPO、民法法人等で、知事が指定します。

小規模作業所

小規模作業所とは、障害者、親、ボランティアを始めとする関係者で運営されている地域密着型の福祉施設であり、一般の企業等で働くことの困難な障害者の就労や日中活動の場の提供、日常的な相談支援や情報提供など、様々な機能を果たしています。

ジョブコーチ

職場適応援助者(ジョブコーチ)とは、障害者が実際に働く職場において、障害者、事業主、障害者の家族に対して職場定着に向けたきめ細やかな人的支援を行う者のことです。

成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度です。具体的には、判断能力が不十分な人についての契約の締結を変わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守ります。

(た行)

トライアル雇用

公共職業安定所の紹介により、障害者をトライアル雇用(試行雇用)することで、

障害者に関する知識や経験のない事業所に本格的な障害者雇用に取り組むきっかけ作りを進める事業です。

この制度は、職業経験、技能、知識などから就職が困難な求職者を一定期間試行雇用することにより、その適正な業務遂行可能性を見極め、求職者と求人者の相互理解を促進し、早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

(な行)

ノーマライゼーション

障害者や健常者であることを問わず、同じ条件で生活を送ることができる社会にしていこうという営みのすべてをノーマライゼーションといい、障害者が普通に生活できるような環境を作ることを目的としています。

(は行)

福祉的就労

一般就労（企業的就労）が困難な障害者のために福祉的な観点から配慮された環境での就労で、労働者としての権利や最低賃金は保証されず、あくまでも施設の利用者という立場にとどまります。

法定雇用率

社会連帯の理念に基づき、障害者の雇用の場を確保するため、常用労働者の数に対する一定割合（＝法定雇用率）の数の身体障害者及び知的障害者を雇用する義務を事業主に課す制度です。一般の民間企業の法定雇用率は1.8%であり、56人で1人の雇用が必要です。平成17年度の法改正で精神障害者の雇用も雇用率の算定に適用されることとなりました。

(ら行)

療育

「療」は医療を、「育」は養育、保育及び教育を意味し、障害のある児童及びその家族、障害に関し心配のある方等を対象として、障害の早期発見又は早期治療、訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行う事業です。

レスパイト

障害者（児）の親や家族を一時的に障害者（児）の介護から解放することによって、日ごろの心身の疲れを癒し、休息できるようにすることです。